

安八町 都市計画マスタープラン

子どもたちの歓声とともに
小さくてもきらりと光るまち

安八町

目 次

序 章 都市計画マスタープランとは	
1. 策定の趣旨と計画の位置付け	1
2. 計画の内容	1
3. 計画策定体制と策定経過	1
第1章 安八町の現況と課題	
1. 安八町の概要	2
2. 都市整備等の現状	5
3. 都市整備の課題	10
3-1. 予測される環境と課題	10
3-2. 住民意向調査	11
第2章 全体構想	
1. 都市の将来像	12
1-1. 都市づくりの理念と将来都市像	12
1-2. 施策大綱別の主な取り組み内容	13
1-3. 将来の都市構造	20
2. 都市の整備方針	23
2-1. 土地利用方針	23
2-2. 交通体系の整備方針	27
2-3. 市街地の整備方針	30
2-4. 下水道の整備方針	31
2-5. 公園緑地の整備方針	33
2-6. 美しい景観の保全方針	34
第3章 地域別構想	
1. 地区区分の設定	35
1-1. 結地区	40
1-2. 名森地区	43
1-3. 牧地区	46
第4章 実現化方策	
1. 実現化方策とは	49
2. 都市計画の適正運用によるまちづくりの推進	49
3. 実現化に向けた取り組み	49
4. 整備方策の検討	50

序 章

都市計画マスタープラン

とは

序 章 都市計画マスタープランとは

1. 策定の主旨と計画の位置付け

市町村マスタープランは市町村が定める都市計画の基本方針であることから、基本的には行政区域内の都市計画区域を対象に策定するものです。ただし、市町村マスタープランが法定都市計画以外の手法も含めた総合的な都市づくりの方針とされる場合が多いこと、都市は農村なども含めて一体的に捉える方が自然であること、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の活用を目指す場合もあることなどから、行政区域全体を対象とする方が妥当という考え方もあり、策定事例においても行政区域を対象範囲としているものも多くなっています。

本町のマスタープランにおいては、東海環状自動車道（西回り）の開通等、将来に向けて多くの変化が予想される中で、地域の特性と魅力を十分に活かした都市の形成を促進し、「大垣都市計画区域マスタープラン」、「安八町第4次総合計画」、「安八町市街地整備基本計画」との整合性を図りつつ、住民の意見等を反映し策定していくものとしています。

2. 計画の内容

安八町都市計画マスタープランは「安八町の現況と課題」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の4つの章から構成されています。

「全体構想」は安八町全体を対象として将来の整備方針を示すものであり、「地域別構想」は、現在の学区を基本として町内を3つの地区に区分し、各々の地域の細部に渡る特性と魅力を十分に活かした将来の整備方針を示すものです。「実現化方策」は、「全体構想」「地域別構想」を実現化するための手法等を示すものです。

このマスタープランは、概ね20年程度の都市の将来像を展望して作成し、具体的な整備については概ね10年程度で目標設定を行っています。

3. 計画策定体制と策定経過

「安八町都市計画マスタープラン」策定にあたっては、関係各課の担当者だけでなく、安八町総合計画審議会や地元住民の意見等を参考に作成した「安八町第4次総合計画」、「安八町市街地整備基本計画」をベースとしており、地域住民の意見も取り入れられた内容となっています。

また、既に「大垣都市計画区域マスタープラン平成22年8月27日変更」が策定されており、よりきめ細やかなまちづくりを行うために、安八町マスタープランの策定に至りました。

第 1 章

安八町の現況と課題

1. 安八町の概要

(1) 位置及び地勢

濃尾平野の西北部に位置し、揖斐川・長良川の一級河川に挟まれ、南北約9キロメートル、東西約3キロメートルにわたる細長い地形であり、面積は1,818haであります。

岐阜市・大垣市などの岐阜県二大市部に隣接しており、また、名古屋都市圏にも近く、地理的条件に恵まれた位置にあります。

町のほとんどが海拔4～5メートル内外の平坦地であり、木曾三川からの流出土による沖積層からなる、肥沃な地質で形成されています。

気象条件については、冬季は伊吹山の影響により西からの季節風が強く、空気は乾燥し、気温も低くなります。夏期は、南東の季節風により高温多湿となる傾向にありますが、総じて暮らしやすい温和な地帯であります。

(2) 町の沿革

昭和30年に、結村、名森村、牧村の3村が合併し安八村となり、昭和35年には町制施行により「安八町」となりました。

その後40余年を経過した平成14年あたりからは、国の推進も背景とし、地方分権、悪化する財政事情への対応のため全国的に合併の機運が高まってきました。

当町におきましても、近隣の市町とで設置した法定協議会に参加し協議を進めてまいりましたが、最終的には平成16年8月に、合併は見送り、これまでどおり町単独で自主・自立した『子どもたちの歓声とともに 小さくてもきらりと光るまち』を目指し、今後のまちづくりを進めていく方向を選択し、現在に至っています。

(3) 産業

JR東海道新幹線、名神高速道路、主要幹線道路などの交通の利便性に富むことや良質な地下水に恵まれていることにより企業等の立地条件に適しているため大手企業の進出もあり、豊かな田園工業都市を形成しています。

主な産業としては、肥沃な土壌を活用した、水稻・新鮮野菜の栽培及び大手企業による情報機器関連産業・化学工業等が挙げられます。

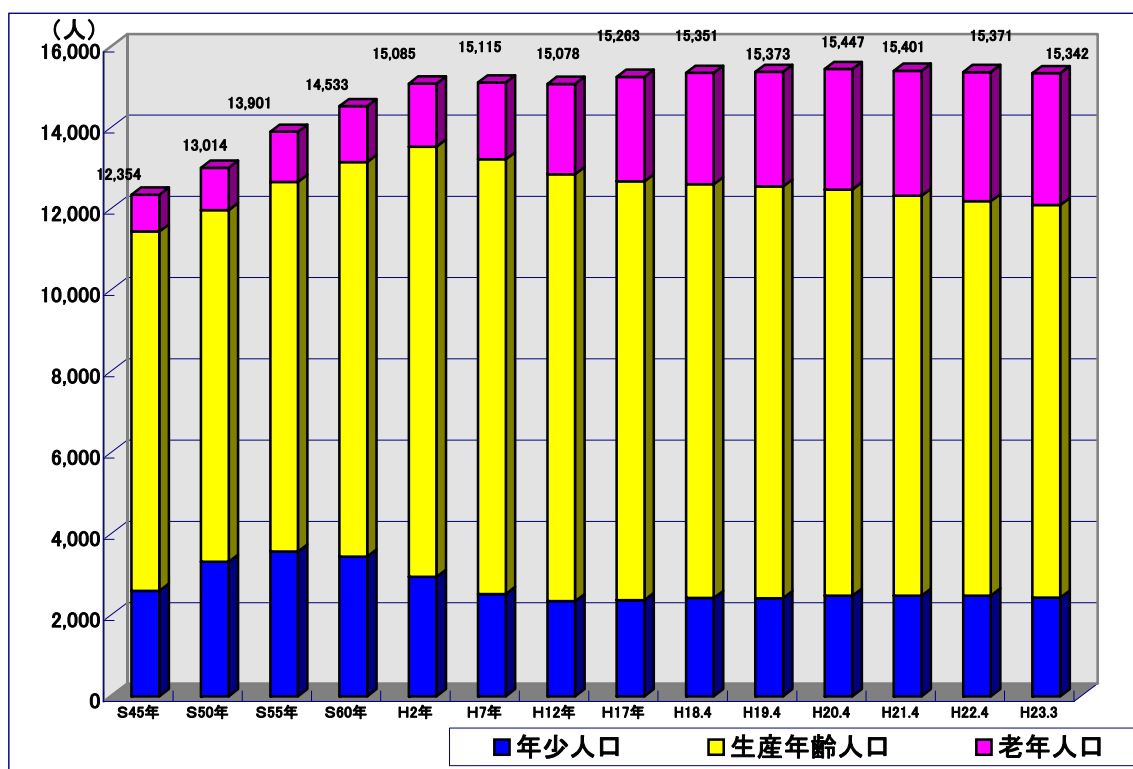
また、安八百梅園など観光施設も充実し、年々町外よりの来町者も増えつつあります。

(4) 人口及び世帯

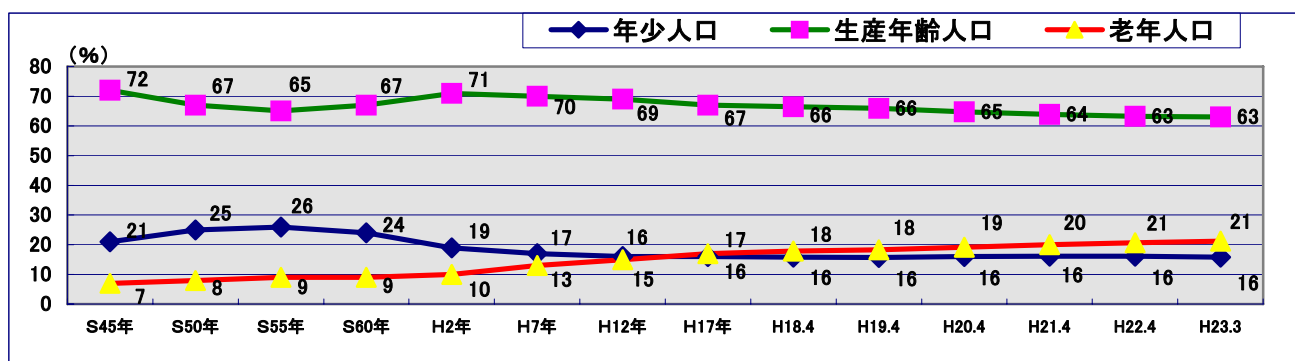
総人口は昭和45年以降順調に増加し、平成2年の調査では15,000人を超えたものの、その後いったん減少に転じましたが、平成17年以降は微増の傾向にあります。

老年人口の占める割合も徐々に増加しつつあり、当町においても高齢化の兆候が見受けられます。年少人口は減少気味でありましたが、平成12年の調査以降はほぼ横ばいの状況にあります。

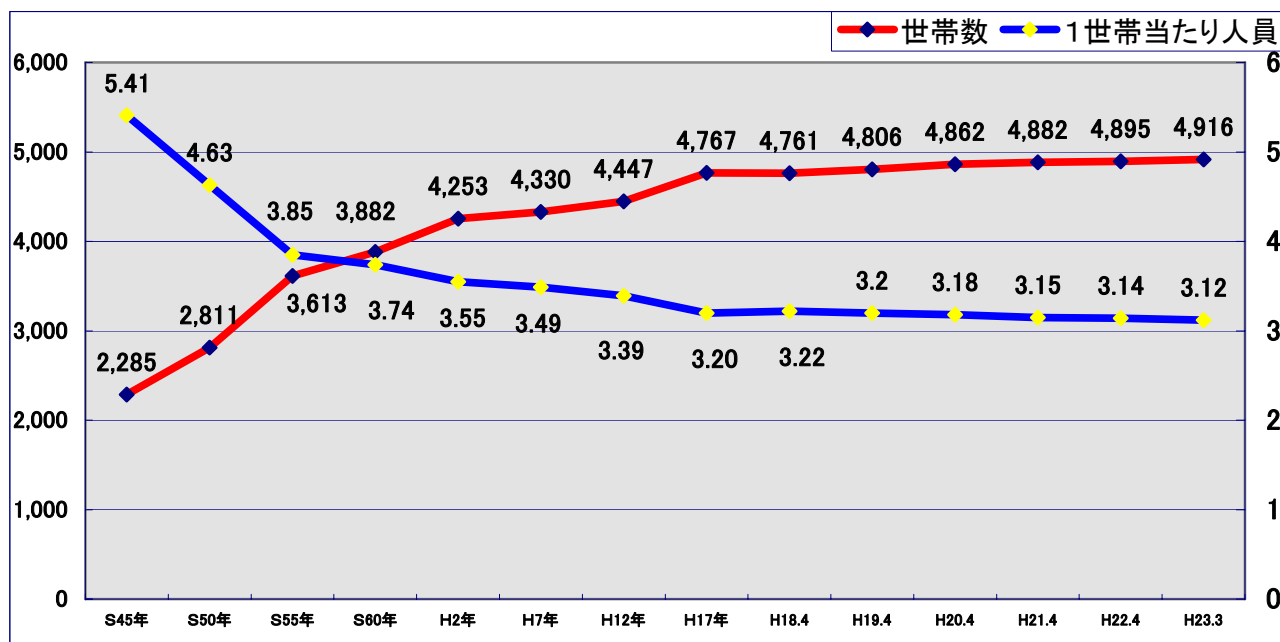
《人口の推移》



《年齢3区分別割合の推移》

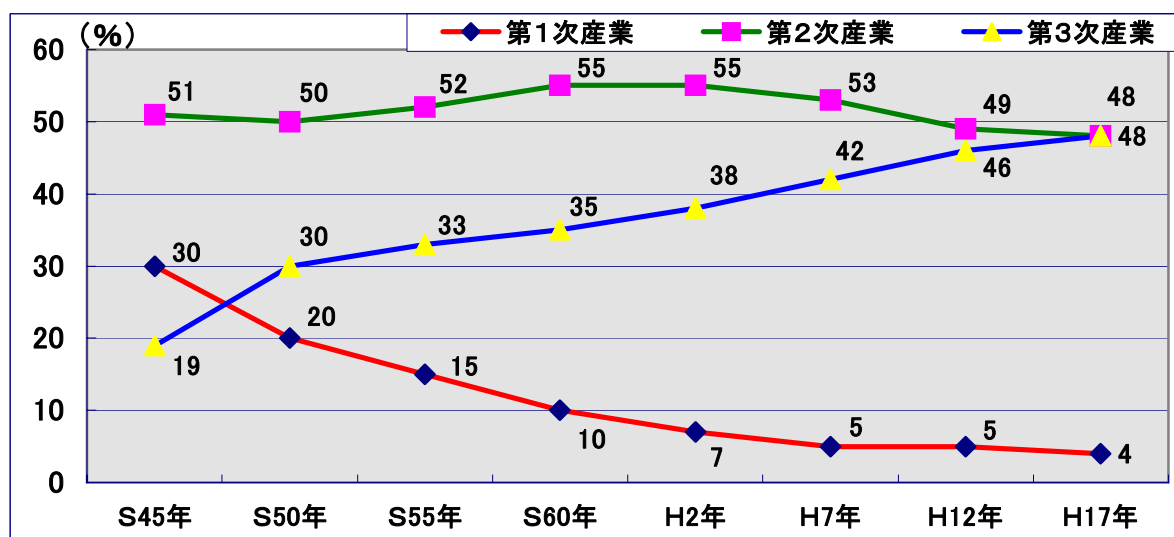


《世帯数の推移》



世帯数は年々増加傾向にあります。1世帯当たりの人員は減少傾向にあり核家族化の進展が見受けられます。

《産業構造の推移》



第1次産業就業者の割合が減少となる半面、第3次産業就業者の割合が増加しつつあります。第1次産業の占める割合は極小であり、第2次産業と第3次産業就業者とではほぼ全就業者を占める状況にあります。

※S45年～H17年は国勢調査人口を使用
H18年4月以降は住民基本台帳人口を使用

2. 都市整備等の現状

本町の都市整備等の状況は、次ページからの各図面に記載している通りとなっています。

(1) 土地利用

本町は、町全域1,818haを都市計画区域と定めており、市街化区域が297.0ha（都市計画区域の内16.3%）、市街化調整区域が1,521.0ha（都市計画区域の内83.7%）としている。

市街化区域内の土地利用状況は、市街化区域の約58%が住宅、商業、工業等での利用がされており、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、市街化区域内の未利用地の有効活用を図りながら、良好な環境を有する市街地の形成を計画的に行います。

また、市街化調整区域については、市街化を抑制すべき区域として、無秩序な市街化の拡散を防止します。

(2) 都市施設

主要幹線街路は、完成断面での整備が25%程度完了しており、順次、整備を進めていく予定です。未整備路線の都市計画道路寺内安八線は、長良川、木曾川における橋梁の施工に合わせ、平成22年度より、一部整備を進めていきます。

(3) 公園緑地

現在までの整備状況としては、5.19haの公園が整備済みであるが、町人口1人当たり約3.4㎡となっています。

公園緑地は、レクリエーション機能ばかりでなく、災害時の避難場所・防火帯としての機能、好ましい都市景観の形成機能、環境の維持・改善機能、うるおい感ややすらぎ感といった心理的効果等を有しているため、これらの機能を活用した整備に努める必要があります。

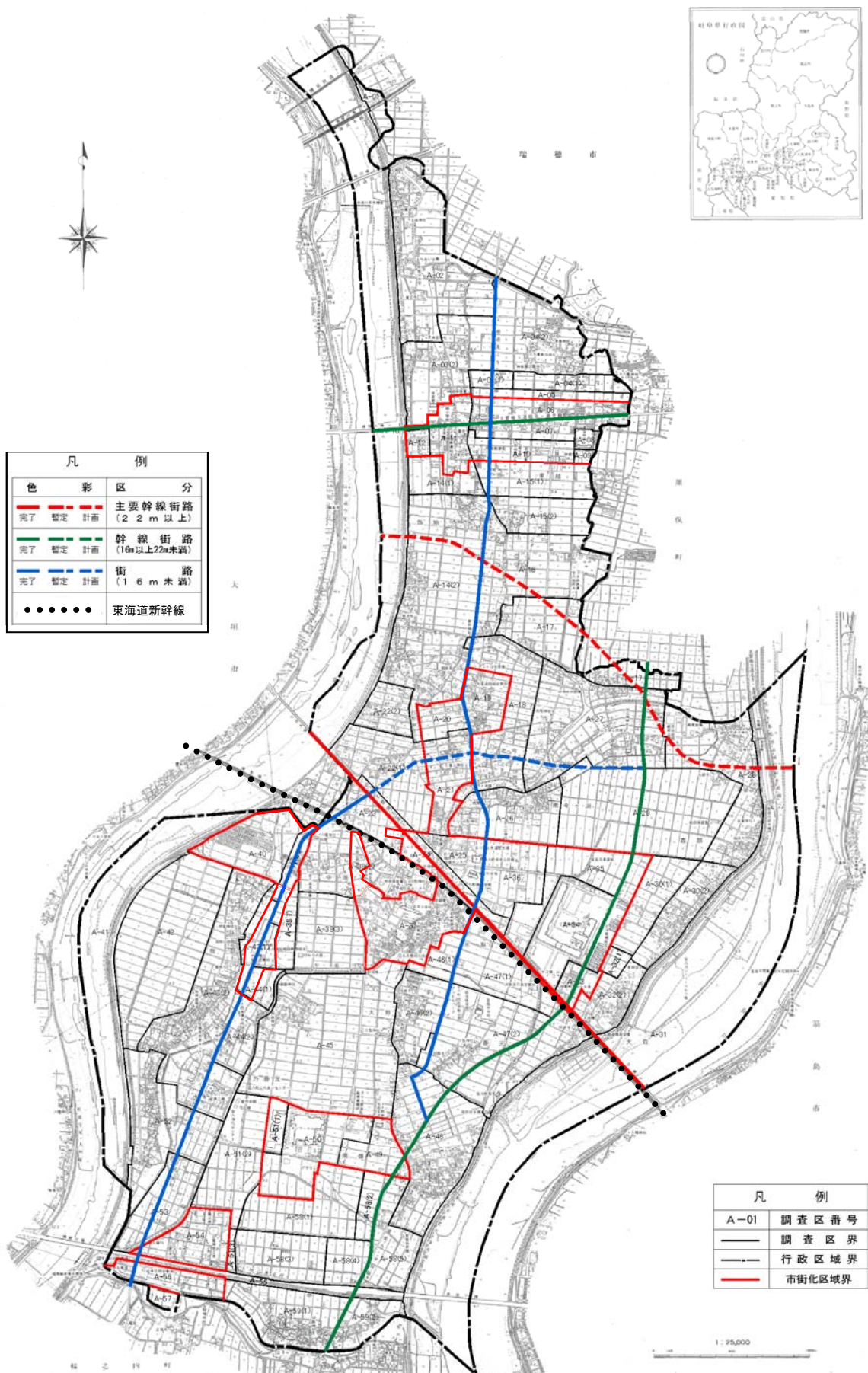
(4) 上水道

本町における上水道整備は、平成22年度現在で概ね完了していますが、近年の住宅事情、下水道の整備の普及等に伴い、水道の需要が年々増加傾向にあります。水道は重要なライフラインの一つであるため、住民が安心・快適に生活ができるように細部においても上水道整備に努める必要があります。

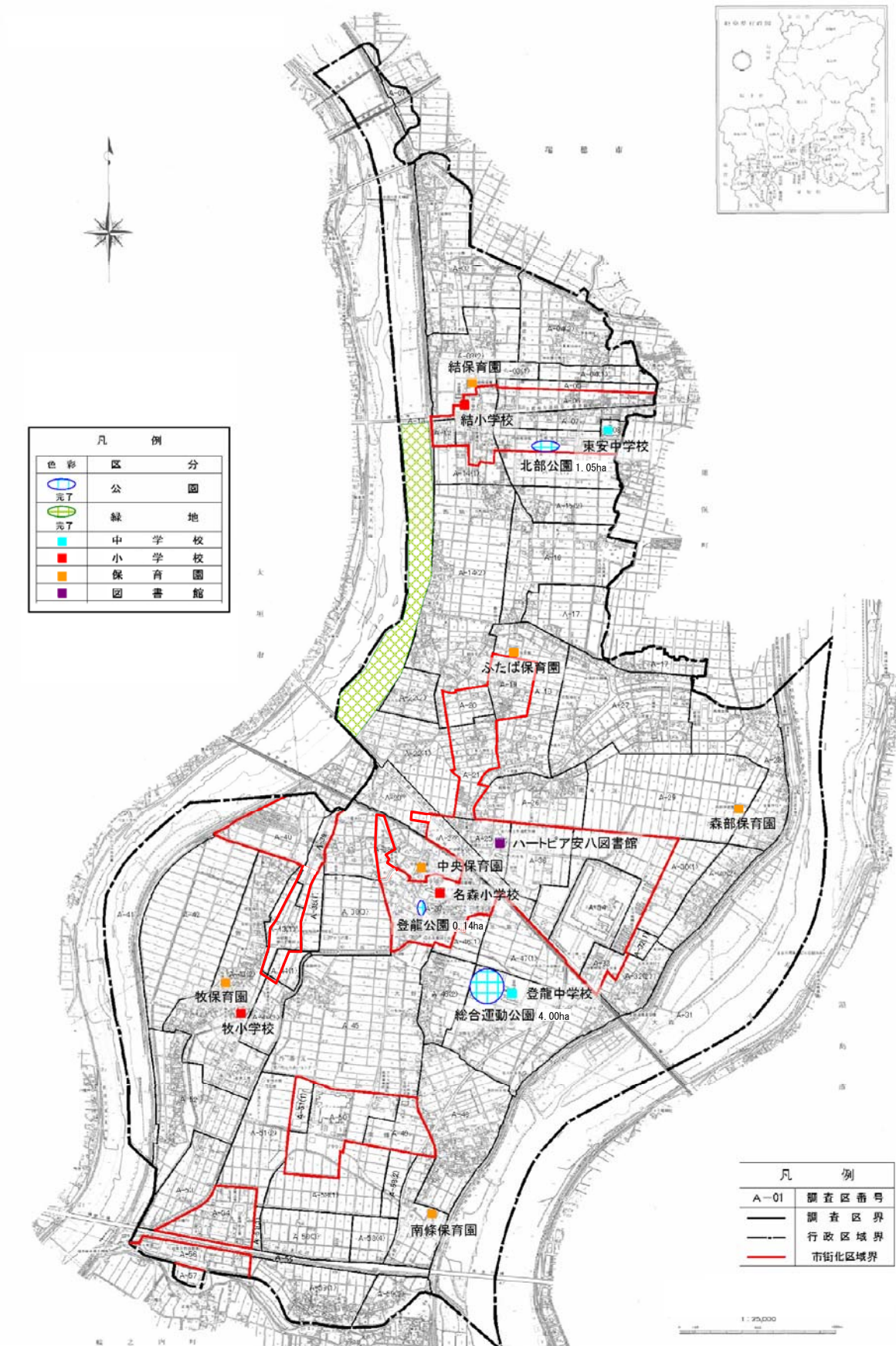
(5) 下水道

本町における下水道整備は、平成22年度現在で概ね完了しています。今後は、その普及率の増進及び、管路・終末処理場等の整備に努める必要があります。

(2) 都市施設



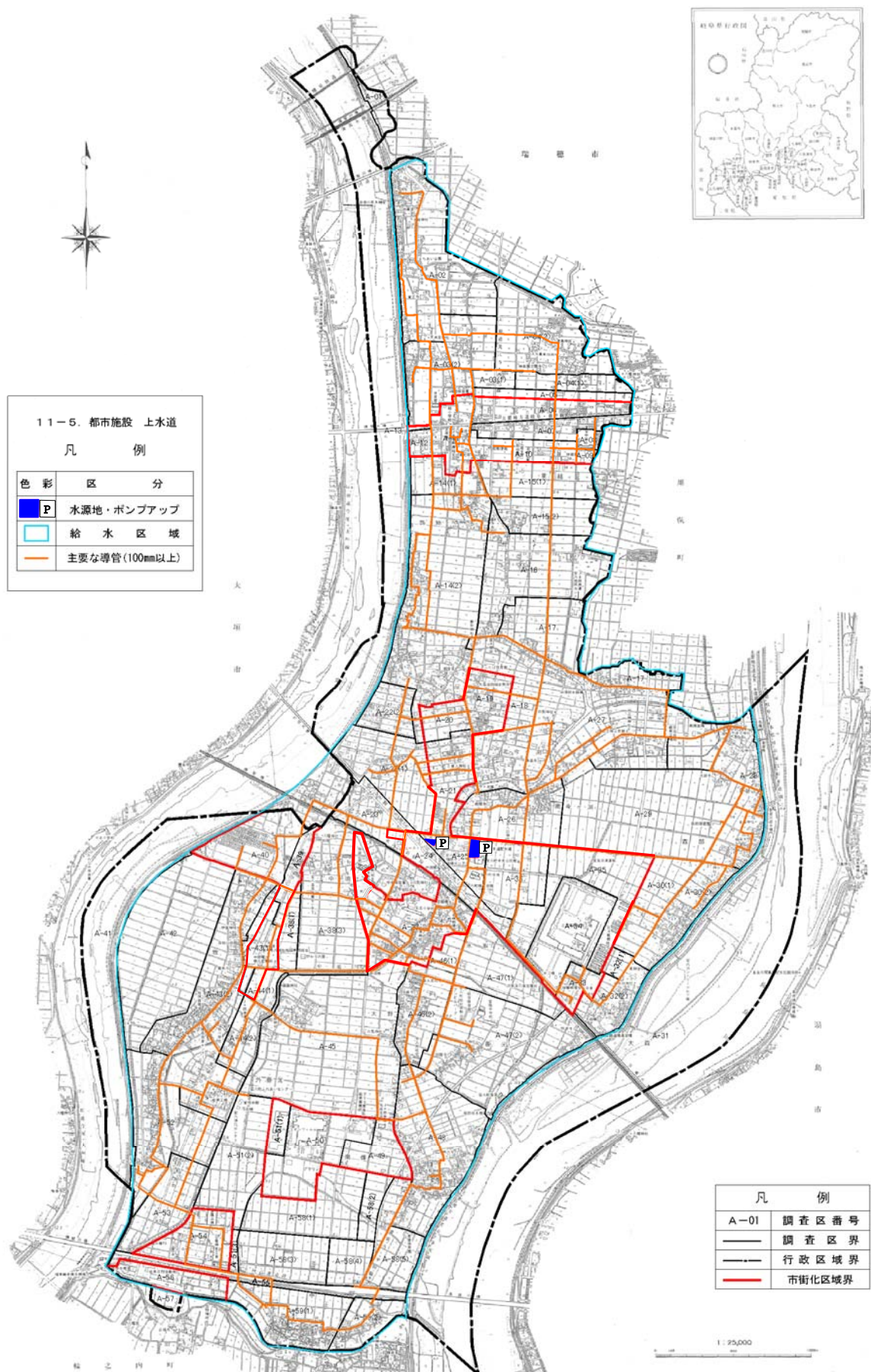
(3) 公園緑地



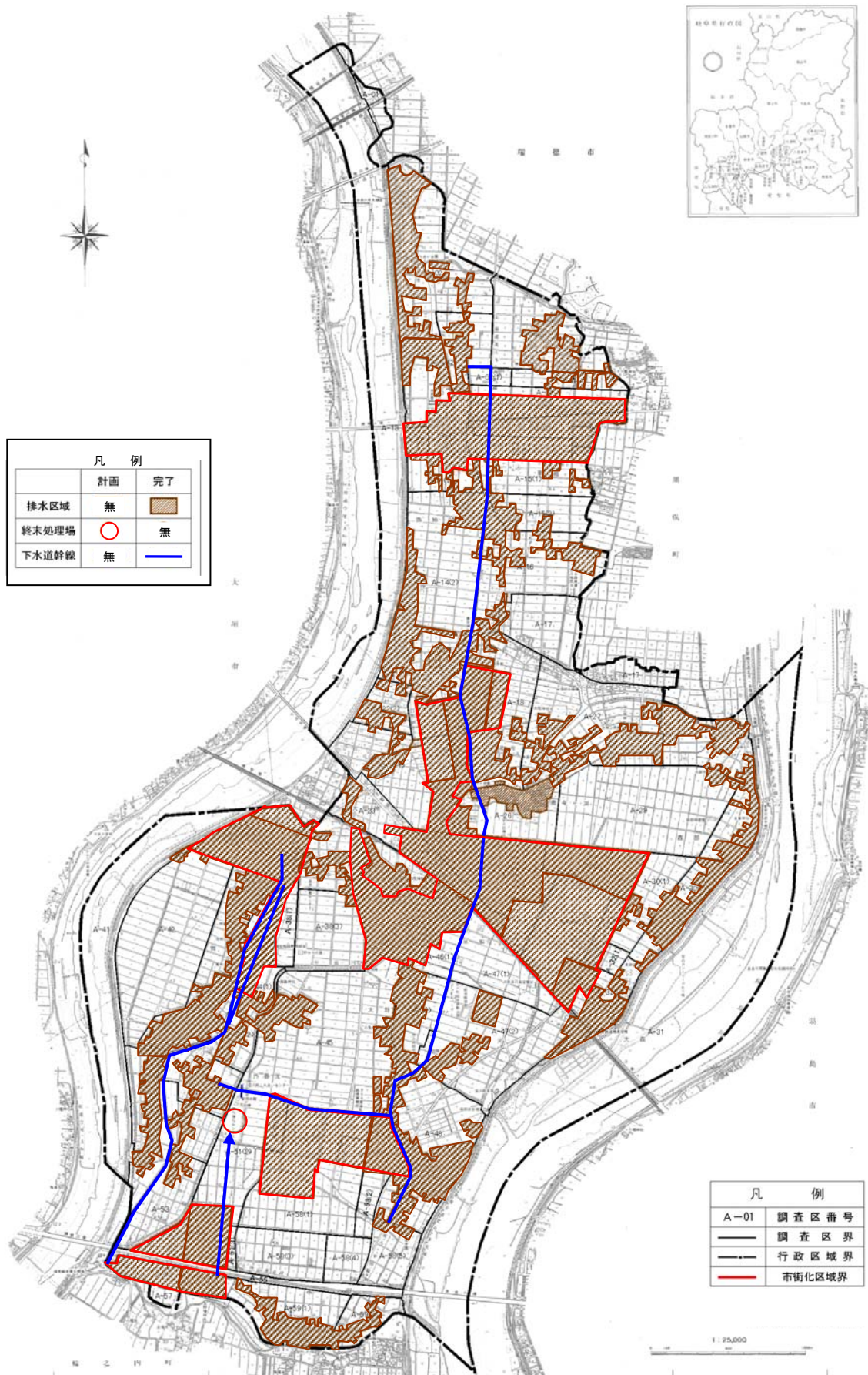
凡 例	
色 彩	区 分
	公 園
	緑 地
	中 学 校
	保 育 園
	図 書 館

凡 例	
A-01	調 査 区 番 号
	調 査 区 界
	行 政 区 域 界
	市 街 化 区 域 界

(4) 上水道



(5) 下水道



3. 都市整備の課題

3-1 予測される環境と課題

① 人口減少、少子・高齢化社会

右肩上がりであった人口増加の傾向も終わりを告げ、これからは人口減少、少子化、高齢化が加速度的に進行すると見込まれています。人口構造の変化は、経済活動の面や年金、医療などの社会保障の面で大きな影響が懸念されます。このため、安心して子育てができる環境の整備、すべての人々が安心して暮らすことができる生活環境の充実が重要になると考えられます。

② 国・地方の改革の時代

財政状況が逼迫する中、国・地方とも行財政改革を進め抜本的な構造改革に取り組んでいるところであります。第1期「三位一体改革」も一応終結し、「歳入・歳出一体改革」を目指す「骨太の方針2006」を取りまとめ、いよいよ本格的な分権の時代になったと言えます。

今後の行財政運営においては、自主・自立を目指し、自己責任・自己決定の原則の下、持続可能な強固な行財政基盤を確立する必要があると考えられます。

③ 協働によるまちづくり

よりよいまちづくりを進めるには、行政と住民、各種団体等との協働・連携が不可欠になります。

まちづくりのいろいろの分野において、計画策定の段階より行政と住民との役割分担を明確にし、双方の合意を形成しながらまちづくりを進めます。そのためにも、行政の透明性を高め、開かれた行政を確立するとともに、住民に対しても参加しやすい環境を整備することが重要になると考えられます。

④ 価値観・生活様式の多様化

生活様式の多様化・高度化に伴い、人々の価値観も物質的な豊かさから「生きがい」や「文化」など心の豊かさを求める方向に変わりつつあります。生涯学習・スポーツ活動・ボランティア活動等への参加機会を拡充し、生きがいを持って生活できる環境を整備することが重要になると考えられます。

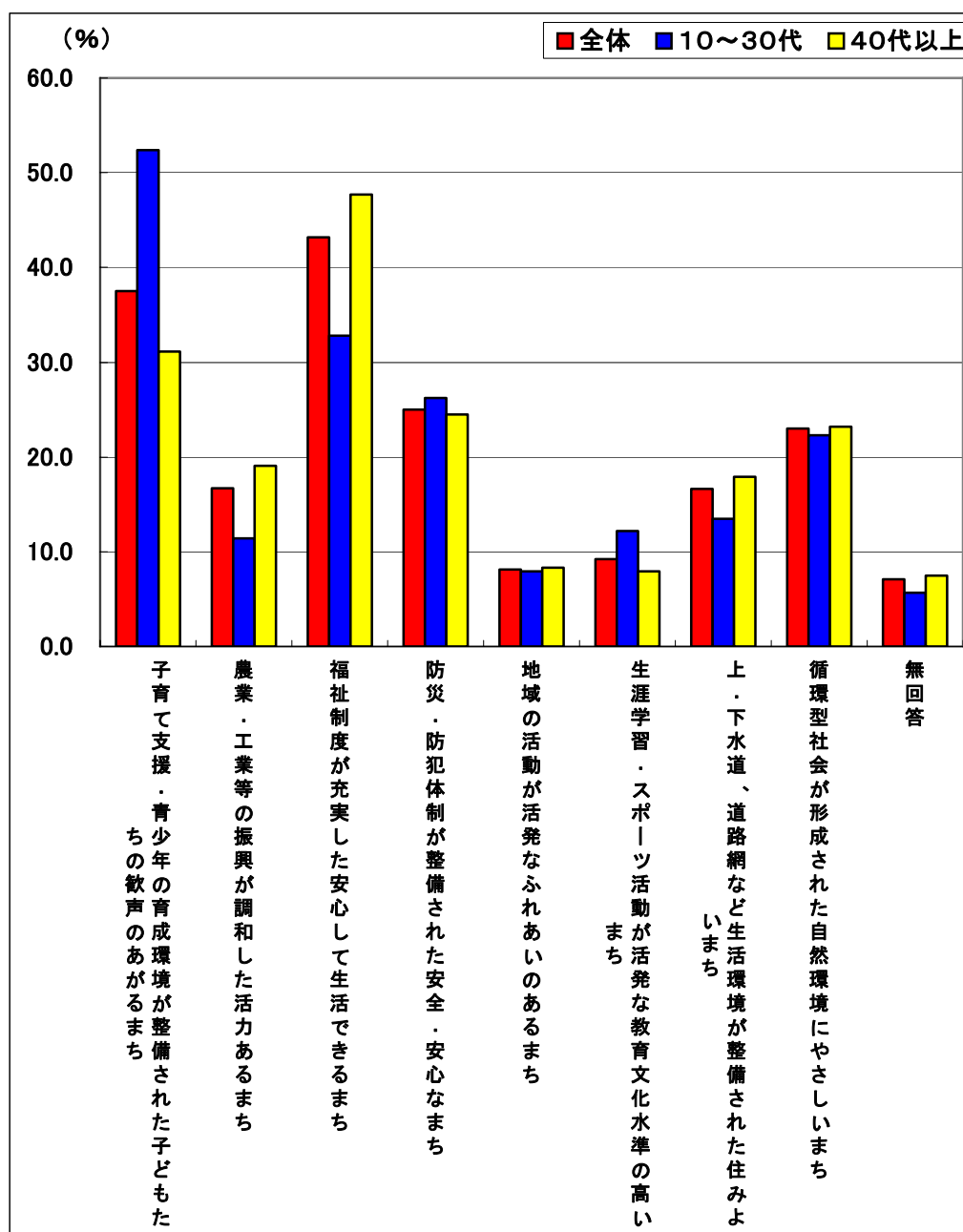
⑤ 循環型社会への移行

経済活動の拡大、生活水準の向上、ごみ量の増加、ごみ質の多様化、ダイオキシン問題など大きな環境問題を引き起こしています。当町ではこれまでも、住民の皆さんのご協力を得て、ごみの減量化、リサイクル、分別回収に取り組んできましたが、よりよい環境と貴重な資源の活用するために、一層取り組みを強化し、「循環型社会」の実現を図る必要があると考えられます。

⑥ 競争・淘汰の時代

経済活動、個人所得においては地域間格差の拡大が顕著であります。今後の地方自治体におきましても自主・自立を目指した行政を実現するため、企業誘致や少子化対策など各施策を積極的に展開するものと思われ、地域間格差も一層拡大すると思われれます。当町におきましても積極的に施策を押し進め、活力あるまちづくりを展開していくことが重要になると考えられます。

3-2 住民意向調査



「第四次総合計画」策定に係る住民アンケート（平成18年7月）

安八町の将来像につきましては、福祉制度の充実を望まれる意見が最も多く、次いで、子育て支援・青少年の健全育成、防犯・防災体制の充実など、直接生活に関連する分野に関する回答が多くありました。

10～30代では子育て支援・青少年の健全育成を、40代以上では福祉制度の充実を望む声が多くありました。

第 2 章

全体構想

1. 都市の将来像

1-1 都市づくりの理念と将来都市像

(1) 人口と世帯数の予測

当町の人口は社会的要因もあり年々微増の傾向にあります。また、合計特殊出生率も1.38と全国平均(1.25)をやや上廻っています。世帯数につきましても核家族化の進展等により増加の傾向にあります。これらのことを基に推計すると、平成28年には人口15,700人、世帯数4,850世帯と見込まれます。

(2) まちづくりの将来像

当町では自主・自立に向け、『子どもたちの歓声とともに 小さくてもきらりと光るまち』を目標に掲げ、行財政改革の推進を始め各事業の推進に努めてきました。

今後とも安定した財政運営に努めながら、住民と行政との顔の見える関係(利点)を活かし、お互いが力を合わせながら個性、活力のみなぎる、将来を担う子どもたちの歓声のあがるまちづくりに向け邁進していきます。

(3) 基本目標

大垣市の東に隣接し、県下でも有数の豊かな農耕地を形成している安八町は、地理的条件に恵まれた工場適地として近代産業発展の原動力を担っています。さらに、安心して子育てできる環境づくりに向け子育て支援のための様々な独自施策を展開しており、最近では人口増加率が県内自治体の上位に上がってきています。今後のまちづくりにあたっては、豊かな地域景観との調和に配慮しつつ、恵まれた交通体系を活かした工業地域の形成とともに、ゆとりとやすらぎのある生活環境づくりを進めます。

まちづくりの将来像を実現するために次の5項目を基本目標とします。

① 明日を担う人づくり

心豊かで健やかな人材育成、安心して子育てができるまちづくりを目指します。

② 助け合いのまちづくり

すべての人々が健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

③ 快適に暮らせるまちづくり

すべての人々が快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。

④ 活力あるまちづくり

産業の振興を図り、多くの人々が行き交うまちづくりを目指します。

⑤ 協働によるまちづくり

住民の皆さんと一体となった、まちづくりを目指します。

1-2 施策大綱別の主な取り組み内容

(1) 明日を担う人づくり

① 子育て支援の充実

少子化の影響は今後の経済活動、社会保障など多面にわたり大きく憂慮されています。少子化現象に歯止めをかけ、将来の安八町を担う人材の育成を図るためにも、安心して子育てができる環境を充実します。

【主な取り組み】

1. 子育て支援環境の充実
2. 仕事と子育ての両立支援
3. 保育の充実
4. 放課後児童クラブの拡充
5. 子どもの遊び場の整備
6. 結婚相談事業の充実

② 心豊かな人材育成

次世代を担う青少年が、心豊かで健やかに成長するよう、地域・家庭・学校・行政が一体となり、青少年の健全育成に努めます。

【主な取り組み】

1. 青少年健全育成体制の強化
2. 家庭教育の充実
3. 食育運動の展開
4. 人権教育の充実
5. 交流の促進

③ 学校教育の充実

教育内容や教育環境の充実を図り、高度情報化、国際化社会に対応し得る能力や、心身とも健全で健やかな心を持つ人材育成に努めます。

【主な取り組み】

1. 教育内容の充実
2. 学校施設の充実
3. 相談体制の充実

④ 生涯学習の充実

余暇時間の増大、生きがい作りなどにより、人々の生涯学習に対する要望は高まりつつあります。中央公民館、ハートピア安八などの施設の有効活用を図り、生涯学習機会を充実させる他、多様化する学習ニーズに対応するため指導者の育成を図ります。

【主な取り組み】

1. 生涯学習講座の充実
2. 生涯学習団体に対する支援制度の充実
3. 指導者の養成
4. 施設の有効活用

⑤ 体育・スポーツの振興

子どもから高齢者まで幅広い年代層に対し、スポーツ活動の場を提供します。スポーツを通じ、だれもが楽しく健康づくりのできる、また、ふれあい交流を深める環境の整備を図ります。

【主な取り組み】

1. スポーツレクリエーションの振興
2. 体育施設の有効活用
3. 各種団体の自立支援
4. 地区主体のスポーツ活動の促進
5. 指導者の育成

⑥ 文化財の活用・保護

郷土の文化財、伝統文化を有効に活用し、文化財への理解とふるさと意識の高揚を図ります。また、貴重な文化財を保存・継承するため、調査研究体制の充実に努め、積極的な保護活動を推進します。

【主な取り組み】

1. 文化財の活用
2. 文化財の保存

(2) 助け合いのまちづくり

① 健康づくりの推進

生活習慣病の増加への対応など、心身ともに健康な生活をおくることができるよう、疾病の予防・早期発見・早期治療を図るため、健康診断、相談体制の強化、健康づくりに関する情報提供の充実を図り、住民に対し健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また、医療機関等との連携を強化し、地域医療・救急医療体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

1. 健康づくりの推進
2. 医療体制の充実
3. 国民健康保険事業の適正な運営
4. 介護予防事業との連携の強化

② 地域福祉の充実

地域、ボランティア団体等との連携を深め地域福祉のネットワークを整備し、行政と協働による地域福祉の充実を目指します。また、すべての人々の社会参加が可能となるよう、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

【主な取り組み】

1. 地域福祉推進体制の充実

③ 社会福祉の充実

各福祉サービスを充実させ、全ての人々が生きがいを持ち健やかに暮らせるよう、また社会参加を促進する支援体制を強化します。

【主な取り組み】

1. 高齢者福祉の充実
 - ① 老人保健福祉計画の推進並びに見直し
 - ② 生きがいづくりと社会参加の促進
 - ③ 地域福祉サービスの充実
 - ④ 地域包括支援センターの充実
 - ⑤ 安八温泉の有効活用
2. 障害者福祉の充実
 - ① 各種計画の策定・見直し
 - ② 障害者支援に対する普及・啓発の推進
 - ③ 社会参加支援と就労機会の拡充
 - ④ 在宅福祉の充実
 - ⑤ 活動拠点の充実

3. 児童、母子（父子）福祉の充実
 - ①乳幼児医療費助成制度の拡充
 - ②健康診査事業等の充実
 - ③母子（父子）福祉の充実
4. 低所得者援護の充実
 - ①相談機能の充実
 - ②自立支援の促進

(3) 快適に暮らせるまちづくり

① 計画的な土地利用

都市的土地利用が進展しているため、必要かつ適切な土地利用コントロールを行いながら、今後も機能的で魅力ある市街地の形成を計画的に進めます。

【主な取り組み】

1. 秩序ある土地利用
2. 市街地の形成

② 安全・安心な暮らし

災害などから住民の生命財産を守るため、防災対策や地域防災組織の強化を図ります。また、防犯体制の強化並びに交通安全対策の充実を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

1. 危機管理体制の強化
2. 治水対策の強化
3. 防災対策の強化
4. 消防団組織の再編
5. 常備消防との連携強化
6. 防犯対策の強化
7. 交通安全対策の充実

③ 環境対策の充実

ごみの排出抑制、再資源化などに取り組み循環型社会の構築を目指します。また新エネルギーの導入や公害対策の充実を図り、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

1. 循環型社会の構築
2. ごみ減量化・リサイクル推進
3. 新エネルギーの普及・啓発
4. 生活公害の防止

④ 快適な生活環境

道路網の整備、上・下水道の整備、情報インフラの整備などを行い、人々が快適な環境の中で日々の生活が送れるよう生活環境の向上を図ります。

【主な取り組み】

1. 道路・交通網の整備
 - ①広域的主要道路の整備促進
 - ②幹線道路ネットワークの整備
 - ③生活道路の整備
 - ④スマートインターチェンジの検討
2. 公共交通機関の整備
 - ①バス路線の充実
 - ②コミュニティバスの充実
 - ③鉄道の誘致（要望）
3. 上水道整備
 - ①良質な水の安定供給
 - ②第2配水場の新設
 - ③経営の合理化
4. 下水道整備
 - ①管路、終末処理場の整備
 - ②下水道接続の普及促進
 - ③効率的な維持管理計画
5. 情報インフラの整備
6. 町営住宅の整備
7. 公園・緑地等の整備
8. 美しい景観の形成
9. 斎苑の整備

(4) 活力あるまちづくり

① 新たな源の発掘

新規企業の誘致を始め、既存企業に対しても優遇措置の拡充などを行い企業活動を支援します。また、企業誘致とともに雇用機会の拡充を図り定住人口の増加を図ります。

【主な取り組み】

1. 既存企業に対する支援の充実
2. 企業立地の促進
3. 新分野・ベンチャー企業の育成
4. Uターン・Iターン支援の充実
5. 雇用対策の充実

② 農業の振興

農業経営基盤の強化、担い手の育成、加工農産物の開拓並びに地産地消を推進し、農業の振興を図ります。

【主な取り組み】

1. 農業生産性の向上
2. 加工農産物の開発・販売の推進
3. 地産地消の推進
4. 常設特産品販売所の設置
5. 遊休農地の有効活用
6. 優良農地の確保

③ 商業の振興と消費者生活の充実

大型商業施設の進出等により商業環境も大きく変貌しています。商工会など関係機関との連携を強化し、消費者ニーズに対応できる魅力ある商店の育成を推進します。また、消費者生活の充実を図ります。

【主な取り組み】

1. 商業振興
2. 事業者支援制度の拡充
3. 消費者生活の充実

④ 観光の振興

新たな観光資源の開発などによる観光資源の拡充、魅力的な観光イベントの展開に努め、まちの活性化を図ります。また、企業等とも連携し、観光ルートのネットワーク化を図り、集客力の向上に努めます。

【主な取り組み】

1. 観光資源の拡充
2. 集客力の向上

(5) 協働によるまちづくり

① 住民参加の促進

まちづくりのいろいろの分野において住民参加の機会を拡充し、行政と住民とが一体となったまちづくりを進めます。また、ボランティア団体等の自主的な活動の活性化を図るため、団体活動に対する支援体制を強化します。

【主な取り組み】

1. 広報・広聴機能の充実
2. 積極的な情報公開
3. 参加しやすい環境の整備
4. ボランティア・NPO団体の育成

② コミュニティ活動の促進

住みよいまちづくりを進めるには、行政と住民との協働が不可欠となり、そのためには、コミュニティ活動の充実・強化が重要となります。魅力的で活力ある活動を支援するため、住民の皆さんへの意識の醸成、環境づくりを推進し、自立したコミュニティ活動を支援します。

【主な取り組み】

1. コミュニティ意識の醸成
2. コミュニティ施設の整備

③ 男女共同参画社会の推進

少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中、豊かな社会を築くには、男・女それぞれが責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮できる社会を築くことが重要となります。固定的な意識や慣習を見直し、家庭、職場、地域社会などあらゆる場において男女とも共同参画ができる社会の実現を目指します。

【主な取り組み】

1. 男女共同参画社会の啓発
2. 男女共同参画社会の実現

1-3 将来の都市構造

(1) 都市軸の形成

相当長い年月にわたる都市づくりを秩序ある形態で進めていくには、その都市の骨格となる軸性や市街地の枠組みを明確にする必要があります。本町の場合、町における位置、施設の立地状況、広域的条件からみて、大垣市と羽島市の中心市街地を結び、岐阜羽島駅や岐阜羽島 I. C. 等へのアクセス道路でもある主要地方道大垣一宮線が都市軸と位置付けられています。

主要地方道大垣一宮線沿道には、既に大規模工場や行政・文化・福祉施設が立地し、周辺には教育施設や土地区画整理事業地区が分布しています。また、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、飲食店等沿道サービス施設の立地も進みつつあることから、市街化区域内において路線商業を発展させ、近隣商業核の形成を図ります。また、平行して J R 東海道新幹線が走っているため、その騒音・振動等の影響を受けることに留意する必要があります。

さらに、今後は(都)東海環状自動車道西回りルートの整備や名神高速道路へのスマートインターチェンジの設置により高速道路ネットワークが拡充され、周辺地域との連携性、交流性の向上も図られることとなります。このようなことから、本町は県域西部の中心核の一員として、また、関西圏への玄関口として、都市的な魅力と豊かな自然的環境をあわせて享受できる地域となることが期待されています。

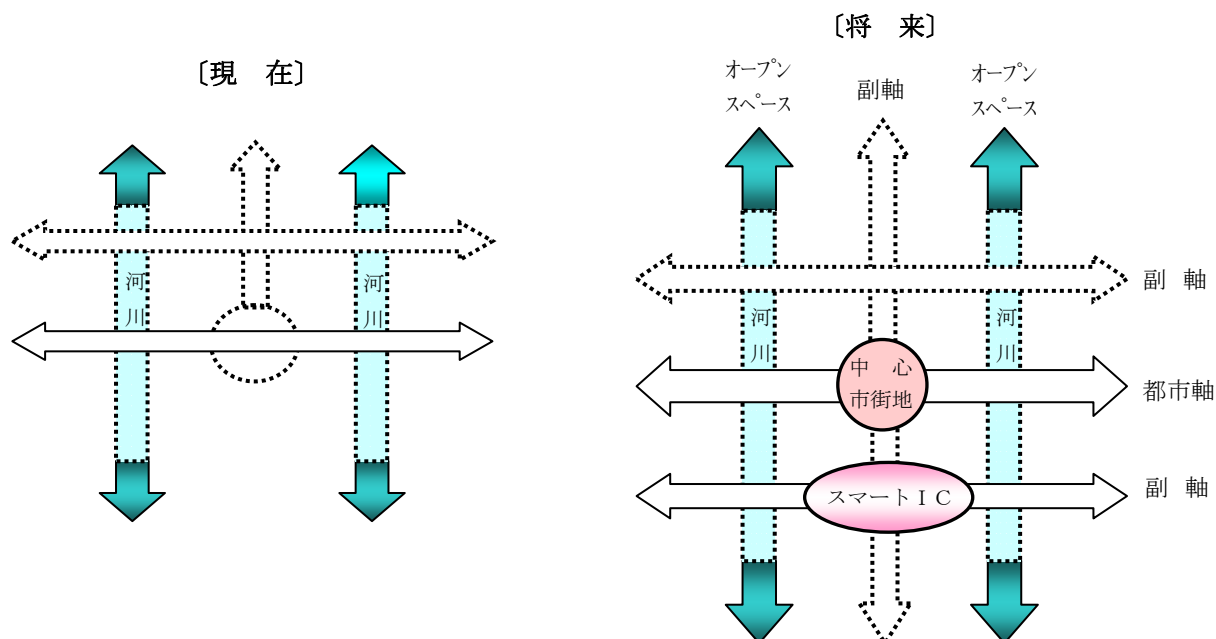
(2) 住宅地等の形成

都市軸は、道路とその沿道利用だけで成り立つものではなく、その背後に連担的市街地が形成され、ある程度の密度で人口が定着し、様々な施設が立地し、諸々の動線が生じることにより形成されています。

大規模工場や行政・文化施設等の既存施設に加え、新たな住宅街区を形成することにより、近隣商業施設、沿道業務施設等の立地が誘導され、本町の中心市街地が形成されることとなります。

この中心市街地の形成により、今までにない都市的サービス機能が集積し、賑わいが生まれ、生活環境及び生産環境に対し大きな魅力付けとなることが期待できます。

(3) 都市の骨格形成



都市の骨格形成概念図

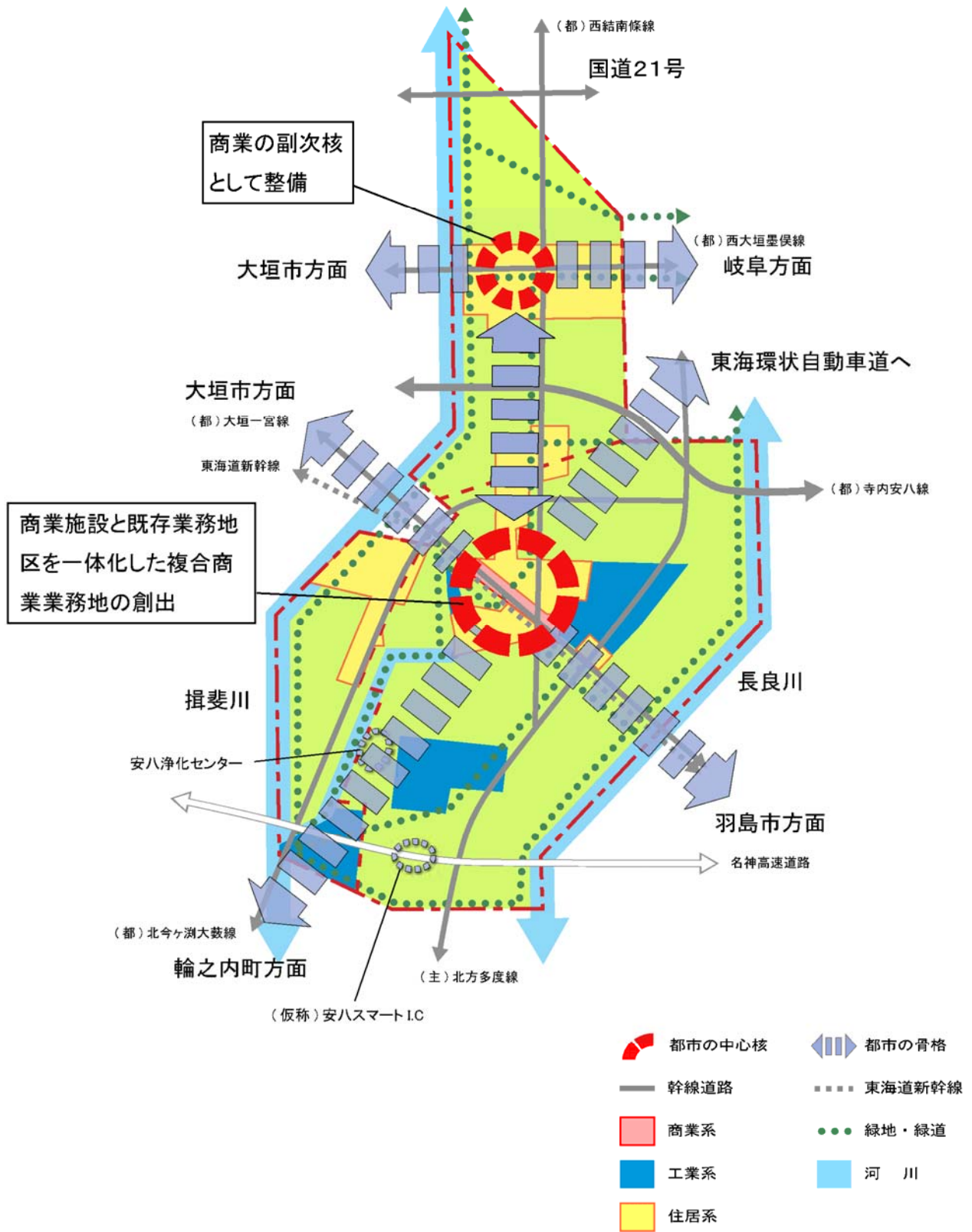
上図は将来のまちづくりにおける基本的な考えをプログラム化し、骨格形成と土地利用構想として図示したものです。将来において都市軸を中心に、東西方向、南北方向に副軸を形成し、スマートインターチェンジを導入することで交通の分散化を図ります。

(4) 安八町将来都市像

本町の中心部に位置する、大垣一宮線周辺地域を複合商業業務地として、商業の拠点地域として整備し、北に位置する西大垣墨俣線周辺地域は商業の副拠点として整備します。また、その周辺地域には住宅地を整備し、良好な市街地環境の整備に努めます。

さらに、名神高速道路周辺地域は、スマートインターチェンジ導入による交通の利便性の向上等の観点から、主に工業の拠点地域として整備します。

【安八町将来都市像】



2. 都市の整備方針

2-1 土地利用方針

本町では今日に至るまで、秩序ある土地利用を図るため用途地域を指定し、計画的な土地利用の推進に努めてきましたが、今後は企業誘致の推進、定住人口の増加対策により新たな土地需要が予測されます。

機能的で魅力ある市街地を形成するため、総合的・計画的な土地利用の推進に努めることが重要となります。

(1) 都市計画用途地域指定状況

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域面積		1,818.0	100.0
市街化区域	第1種低層住居専用地域	21.0	1.2
	第2種低層住居専用地域	3.9	0.2
	第1種中高層住居専用地域	18.0	1.0
	第2種中高層住居専用地域	31.0	1.7
	第1種住居地域	54.0	3.0
	第2種住居地域	43.0	2.4
	近隣商業地域	11.0	0.6
	準工業地域	33.0	1.8
	工業地域	11.0	0.6
	工業専用地域	71.0	3.9
	市街化調整区域	1,521.0	83.6

平成23年4月1日現在

(2) 主要用途の配置方針

① 住居系

本町の住宅地は比較的に低密度であり、今後もゆとりある居住環境の保全と整備を進めます。牧地区においては、周辺への新規工業立地に伴う住宅需要の増大に対応した土地利用の誘導を行い、住居系中心の良好な市街地の形成を進めます。

② 商業系

本町の大明神地区の(都)大垣一宮線沿道においては、近隣の生活利便性向上に資する商業施設等の立地に配慮した土地利用を誘導します。

③ 工業系

本町の既存工業は、名神高速道路等の主要な道路沿いに集積しています。これらの既存工業地については、周辺の住宅地や農地の環境を保全しつつ、より一層の工業集積、生産環境の整備を進めます。また、名神高速道路へのスマートインターチェンジ設置に伴う高速交通体系等の充実による本区域の交通の利便性を活かし、産業集積を図ります。

(3) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本町のまとまった農地については、農業の多面的な機能を活かし、都市型農業として生産性の高い農業を目指し、農地を保全します。

② 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

集約型都市構造の実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、開発許可基準に適合するものの他、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容することとします。

なお、市街化調整区域においては、建ぺい率 60%、容積率 200%を基本とし、建築物の立地状況や地区の状況を踏まえ、適切な建築物の形態規制を行います。

③ (仮称) 安ハスマートインターチェンジ周辺の土地利用に関する方針

高規格幹線道路の(仮称)安ハスマートインターチェンジ周辺や、主要幹線道路の沿道等にあつては、周辺の市街地拡大を誘発するおそれのない工業機能、物流機能等の計画的な開発については許容することとします。

④ 開発圧力の高い地域の土地利用に関する方針

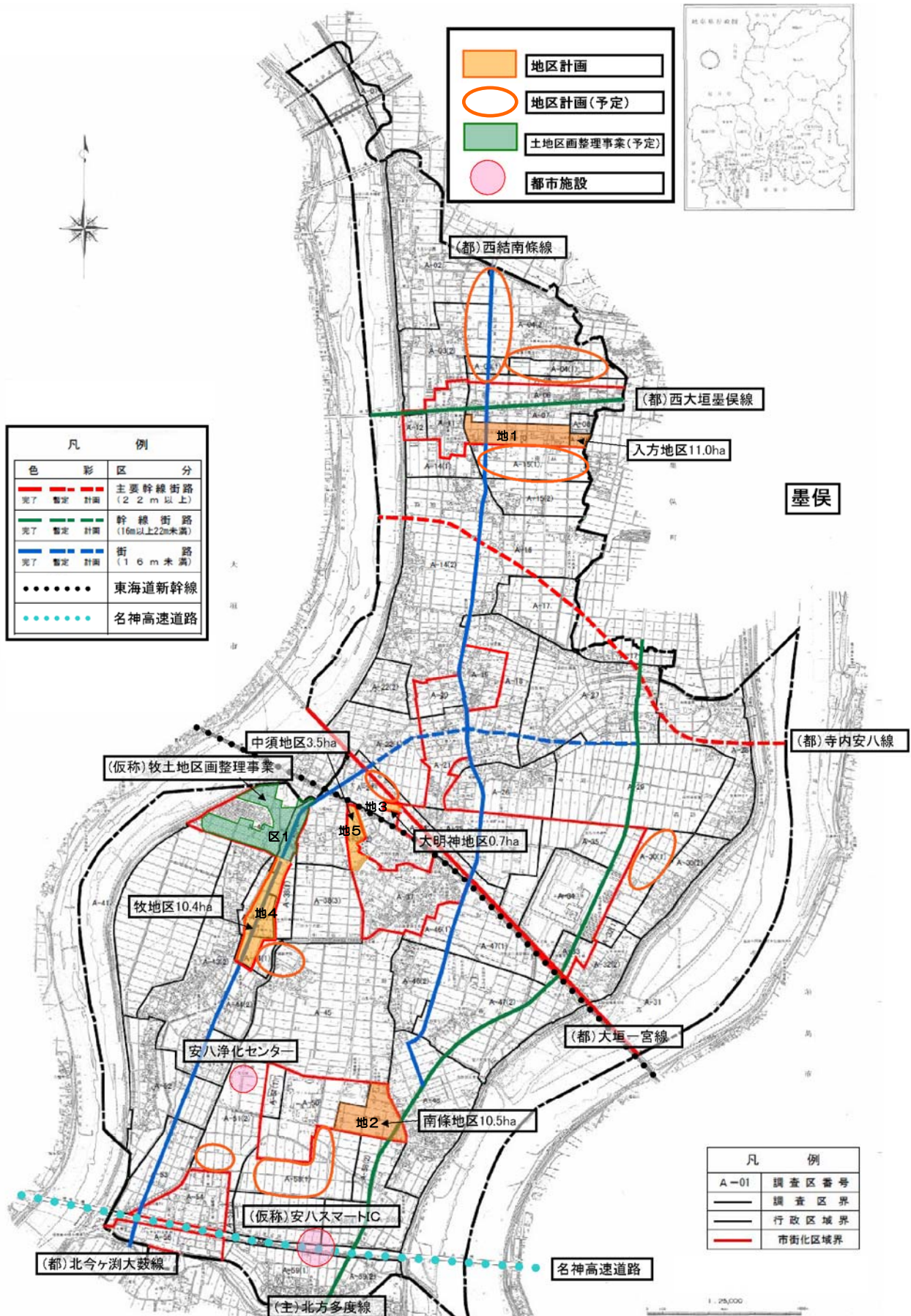
市街化区域に隣接し、開発圧力が高く、市街化調整区域のまま放置すると、個別開発等による無秩序な開発が懸念される地域については、新たな市街地として周辺との一体性を保った土地利用の誘導を図ります。

(4) 全体土地利用構想 整備地区

市街地開発事業等を、次の表と次ページの図面で紹介します。

	記号	地区名	面積 (ha)
予定する土地区画整理事業	区 1	(仮称) 牧	24.4
	合計		24.4
地区計画により誘導する地区	地 1	入方 (市街化区域内)	11.0
	地 2	南條 (市街化区域内)	10.5
	地 3	大明神 (市街化区域内)	0.7
	地 4	牧 (市街化区域内)	10.4
	地 5	中須 (市街化区域内)	3.5
	合計		36.1
予定する都市施設等	(仮称) 安ハスマート IC		
	安八浄化センター		

【全体土地利用構想 整備地区】



凡 例	
色 彩	区 分
完了 暫定 計画	主要幹線街路 (22m以上)
完了 暫定 計画	幹線街路 (16m以上22m未満)
完了 暫定 計画	街路 (16m未満)
●●●●●●	東海道新幹線
●●●●●●	名神高速道路

凡 例	
A-01	調査区番号
——	調査区界
——	行政区境界
——	市街化区域界

2-2 交通体系の整備方針

① 現状と課題

当町の幹線道路網は、国道21号線、主要地方道大垣一宮線などが整備されていますが、地形的に長良川、揖斐川により東西を分断されており、岐阜市、大垣市、羽島市方面への混雑が著しく、特に橋に交通が集中するため、交通上のネックになっています。

住民の皆さんへの快適な生活環境の提供、企業誘致等を推進するには幹線道路・生活道路の整備・改良が必要となります。

【国道・県道の現況】

平成18年4月1日現在

	一般国道 21号	(主) 岐阜 垂井線	(主) 大垣 一宮線	(主) 北方 多度線	一般県道				岐阜千本 松原
					安八 海津線	安八 平田線	西結 美江寺線	大垣 江南線	公園自転 車道線
延長 (m)	356	2,042	2,395	4,897	5,975	5,012	881	2,960	5,293
改良済 (m)	356	2,042	2,395	4,897	5,975	5,012	881	-	5,293
未改良 (m)	-	-	-	-	-	-	-	2,960	-
改良率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0	100.0

【町道の現況】

平成18年4月1日現在

種別	路線数	実延長 (m)	面積 (m ²)	幅員別延長 (m)			舗装延長 (m)	改良延長 (m)
				~1.5m (%)	1.5~6.5 (%)	6.5m~ (%)	舗装率 (%)	改良率 (%)
町道	1,284	310,772.4	1,579,499.2	1,567.3	264,723.8	44,481.3	223,054	167,515
							71.8	53.9
構成比	—	—	—	0.5	85.2	14.3	—	—

② 道路整備基本方針

幹線街路については、大量かつ多様な都市交通需要への対応、良好な市街地の形成、都市の適正かつ合理的な土地利用の促進等の視点を踏まえ、都市計画道路網の総合的な整備を進めます。また、都市計画道路のうち、未完成路線については、社会経済環境の変化を考慮しつつ必要性を検証し、その結果を踏まえ、廃止を含めた計画変更を検討し、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。

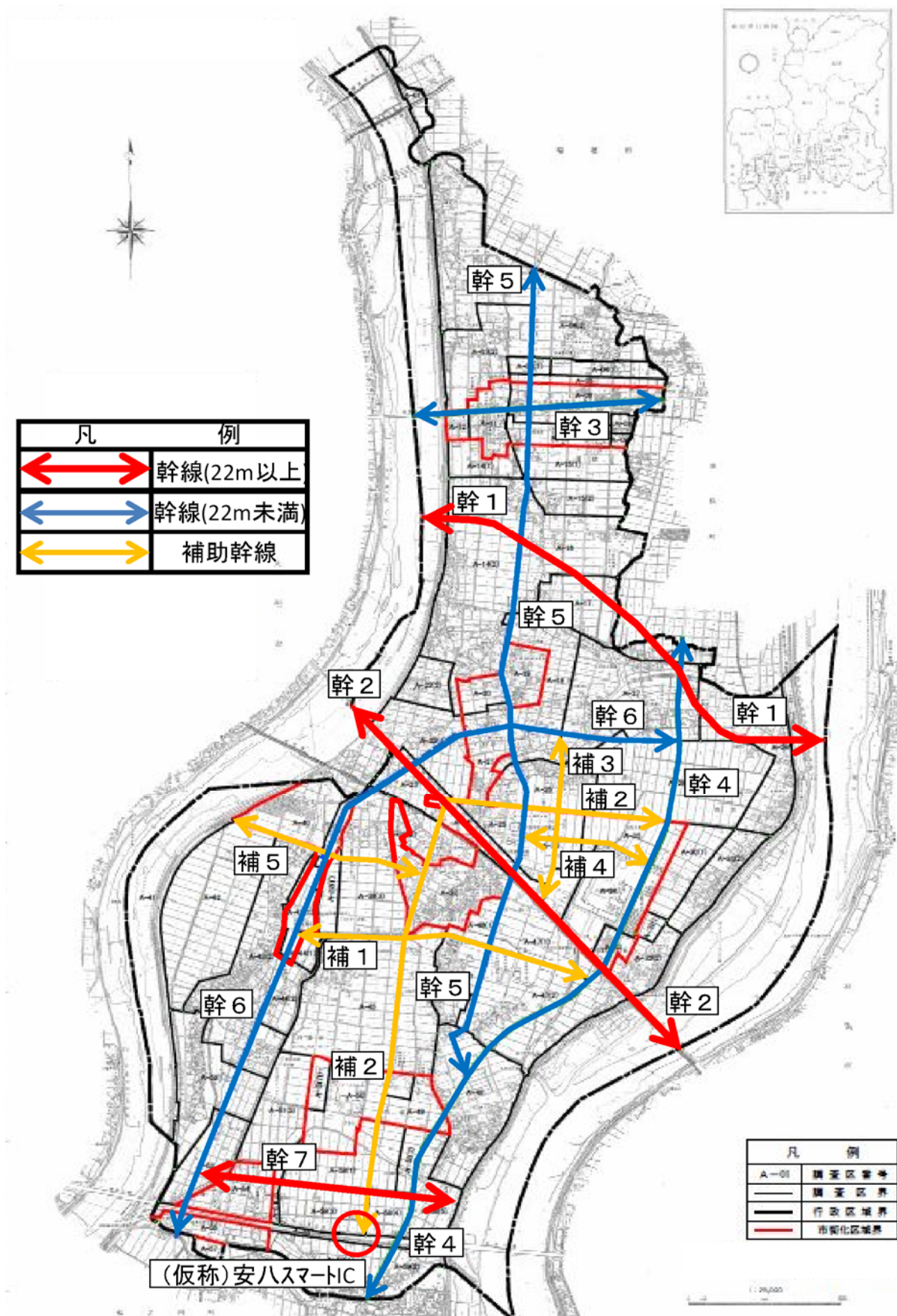
本町では、地域の活性化とアクセスの向上のため、名神高速道路へのスマートインターチェンジを導入します。また、揖斐川・長良川渡河部の交通分散や災害時における緊急避難経路の確保を進めます。

③ 道路の整備目標

【道路の整備目標】

	記号	名 称	幅員	種 別	整備目標 (m)	整備済 (m)	要整備 延長(m)
幹 線	幹 1	寺 内 安 八 線	22	都計決定済	2,960	0	2,960
	幹 2	大 垣 一 宮 線	22	〃	2,320	0	2,320
	幹 3	西 大 垣 墨 俣 線	16	〃	1,770	0	1,770
	幹 4	墨 俣 輪 之 内 線	16	〃	5,260	5,260	0
	幹 5	西 結 南 條 線	12	〃	5,610	1,300	4,310
	幹 6	北 今 ヶ 渚 大 藪 線	12	〃	8,550	700	7,850
	幹 7	—	10	追加路線	1,800	0	1,800
	計		—	—	28,270	7,260	21,010
補 助 幹 線	補 1		10	追加路線	2,000	0	2,000
	補 2		10	〃	4,450	1,000	3,450
	補 3		10	〃	1,200	0	1,200
	補 4		12	〃	900	0	900
	補 5		10	〃	1,300	0	1,300
	計		—	—	9,850	1,000	8,850
(仮称)安八スマート IC			—	—	—	—	—

【道路の整備目標】



2-3 市街地の整備方針

新たな都市的土地利用については、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、地区計画等を活用して、誘導・支援を図ります。

① 住居系

本町の南部工業地に近接する牧地区において、新規工業立地に伴う職住近接型の住宅需要に対応するため、計画的な住居系市街地の整備を行います。また、当該地区に隣接の外善光地区においても、今後の住宅需要に応じて市街地整備を進めます。

② 商業系

本町の大明神地区の(都)大垣一宮線沿道においては、住民の日常的な生活利便性向上を目指し、商業施設等の立地促進のため計画的な市街地整備を行います。

③ 工業系

本町の中須地区は、(都)大垣一宮線との近接性を活かし、新たな工業系の土地需要に対応するため、計画的な市街地整備を行います。

2-4 下水道の整備方針

① 現状と課題

当町の下水道事業は、平成3年度より開始され、第3次認可区域482haのうち平成17年度末時点で430haの整備が完了し、平成22年度現在で居住区域の整備が完了済みとなっています。終末処理場も平成9年度より供用開始し、平成18年度からは第3期工事を順次進めています。

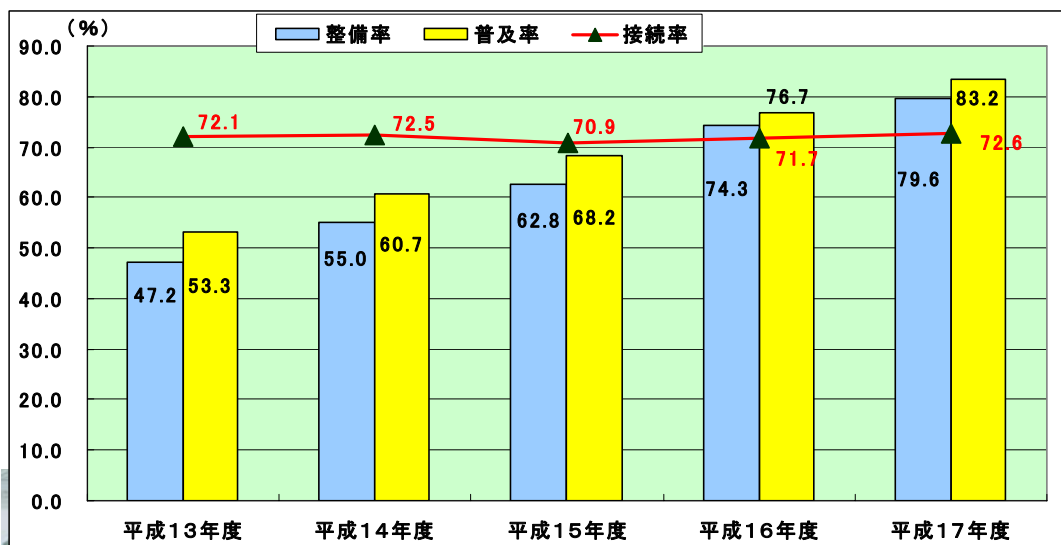
整備の進捗に伴い、今後は、下水道会計の健全化を堅持するためにも、水洗化の促進、管路、終末処理場などの効率的な維持管理を実施していくことが重要となります。

また、普及・啓発活動を強化し、水洗化率の向上を図ります。また、財政計画との整合性を図り、効率的・効果的な維持管理に努めます。

② 施策の内容

項 目	説 明	主な事業
1. 管路、終末処理場の整備	整備計画に基づき、全区域の整備を完了します。	①計画的な事業の推進
2. 下水道接続の普及促進	水洗化率の向上に努めます。	①普及・啓発の強化 ②宅内配管工事に係る利子補給制度の拡充
3. 効率的な維持管理計画	効率的な終末処理場の維持管理、管路の保守を実施します。	①適正な維持管理計画の策定

【下水道事業の状況】



【下水道終末処理場】
百梅園・浄水公園の整備など、
周辺の環境・景観にも配慮して
います。

2-5 公園緑地の整備方針

① 現状と課題

当町では地形の特性を生かし「水と緑を生かした地域づくり」を進めてまいりました。

少子高齢化社会となり、住民の皆さんの公園に対するニーズも多様化しております。特に小さいお子さんをお持ちの方からは、身近に遊具を備えた公園を望まれる意見も多く、すべての世代の方々が気軽に利用でき、交流が深められる魅力的な公園を整備する必要があります。

また、緑化につきましても、潤いのある環境の創出には、公共施設を始め、企業等の協力も得ながら、緑化を推進することが重要となります。住民の皆さんが気軽に利用でき、健康づくり、交流の場として有効に活用できる魅力ある公園を整備します。また、企業の皆さんとも連携し、自然を活かした緑豊かなまちづくりを推進します。

② 施策の内容

項 目	説 明	主な事業
1. 公園の整備	住民の皆さんが気軽に利用でき、健康づくり、交流の場として有効に活用できる魅力ある公園を整備します。	①子供の遊び場としての整備 ②高齢者の憩いの場、健康づくりの場としての整備 ③コミュニティ活動の場としての整備 ④地区による維持管理の促進 ⑤避難所としての防災機能の充実 ⑥公園墓地の検討
2. 緑地の整備	自然豊かな緑のまちづくりを推進します。	①公共施設等の緑化の推進 ②企業等への緑化の促進 ③道路沿線の緑化の推進



【公園整備】

身近な交流の場として整備を促進します。

2-6 美しい景観の保全方針

① 現状と課題

魅力あるまちづくりには、地域景観が重要な要素となります。

そのためには、建物や公共空間、屋外看板など都市景観を構成するあらゆる要素を美化の面から見直し、自然的・歴史的景観を保全しつつ、地域の景観との調和を図り、美しく、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

また、空間・景観と調和した美しい景観の形成に努めます。

② 施策の内容

項目	説明	主な事業
1. 美しいアメニティ (注)の創造	景観と調和した美しい景観の形成に努めます。	①地域の特色を生かした景観の形成 ②景観に配慮した屋外広告物の設置 ③公共施設の美観的整備



【コミュニケーションボード】
情報の提供にも有効に
活用します。

(注) アメニティ
居住空間の快適さ、心地よさ

第 3 章

地 域 別 構 想

1. 地区区分の設定

(1) 地区区分の設定方法

地域別構想の作成区域である地区区分は、以下に示す方針に基づいて設定します。

大垣都市圏は大垣市、垂井町、神戸町、安八町の1市3町で構成されています。行政区域では上記のように4つの区域であり、その人口規模をみると大垣市の約165千人、安八町の15千人と、概ね11倍の違いがあります。また、その面積をみると、大垣市が約20,600haであるのに対して安八町は約1,800haで、約11.5倍となっています。このように、人口や面積だけをとっても同じ首都圏とはいえ、都市特性には違いがあります。

このようなことから、地区区分についても都市計画区域全体に同じ基準で行うことは無理があり、論理的でないと考えられます。そこで本区域内の都市を便宜的に大都市(大垣市:人口10万人以上)、中都市(垂井町:人口2.5~10万人)、及び小都市(神戸町、安八町:人口2.5万人以下)に分類し、それぞれの都市群における地区区分の方針を以下に整理します。

なお、基本とする区域区分は日常生活圏のベースとなっている小学校区とし、地区区分は市街地だけでなく、市町ごとの都市計画区域全体で行う方針とします。

大垣都市:人口規模も10万人を超え、岐阜県の市町村マスタープランのマニュアルにある一般的な地区区分(地区面積規模200~400ha、人口規模16,000~40,000人)が可能であるので、地区特性が似通った小学校区同士や地区障害などを考慮し、いくつか統合して行います。

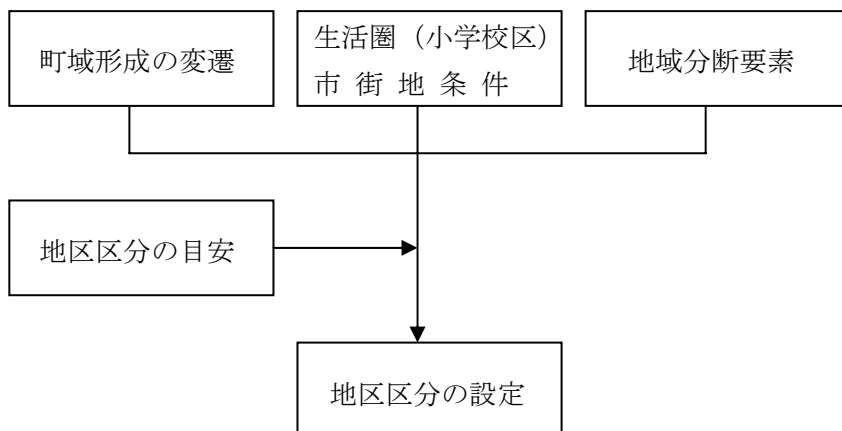
中型都市:都市としての集積は十分ではないが、面的な広がりがあるので、基本的には大都市の地域区分の考え方を踏襲するが、都市の形成の歴史、伝統的な地区割り等も考慮して行います。

小型都市:都市としての集積はほとんど無く、人口からは一つの地域で十分であるが、面的な広がりが比較的あることから、基本的に小学校区と地区界を一致させて考えます。イメージとして1地域、1住区であり、日常的な都市生活単位を基本とします。

以上の方針をもとに地区区分を設定する方法を次ページのフローチャートに示します。

※本町は上記分類の小都市であることから、地区区分を小学校区と一致させる方針であるが、確認のため次ページのフローチャートに従って検討を行います。

地区区分の設定



(2) 地区区分の検討

① 地区の規模と区分数の目安

一般的に、地域の規模は小・中学校、近隣・地区公園、近隣型商業地等が構成されるように、住区(概ね小学校校区)を基本の構成単位としつつ、住区が2～4個程度集合した規模が適切と考えられています。岐阜県の市町村マスタープランのマニュアルによると、住区の規模は面積100ha、人口8,000～10,000人程度で、地区の規模は面積200～400ha、人口16000～40000人程度とされている。(ただし、人口や面積の小規模な都市であれば、住区を地域として設定してもよいこととなっている。)

この地域規模の指標から、目安となる地区区分数は以下のとおりとなります。

将来市街地想定 面積 (ha)	将来人口 (人)	地区区分数の目安	
		面積ベース	人口ベース
379.7	15,700	1	1

② 町域形成の変遷

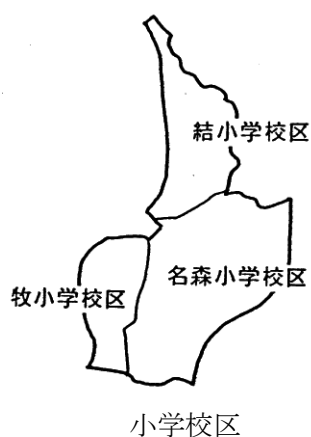
地域のまとまりを把握するために、現在の町域が合併や編入によって形成されてきた歴史的な経緯(ただし、昭和以降の合併、編入を対象とする)を把握する。昭和30年に結村・名森村・牧村が合併して現在の町域となりました。



町域の変遷

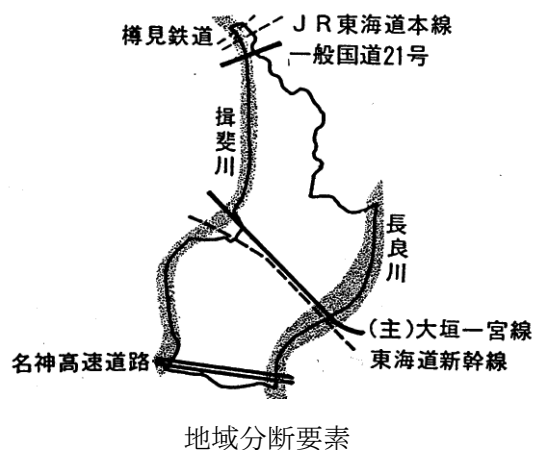
③ 生活圏（小学校区）の把握

現在、住民の生活圏のペースとなっている小学校区は、下図に示すとおり3校区です。



④ 地域分断要素

本町を分断する要素の鉄道・河川・新幹線を下図に示します。

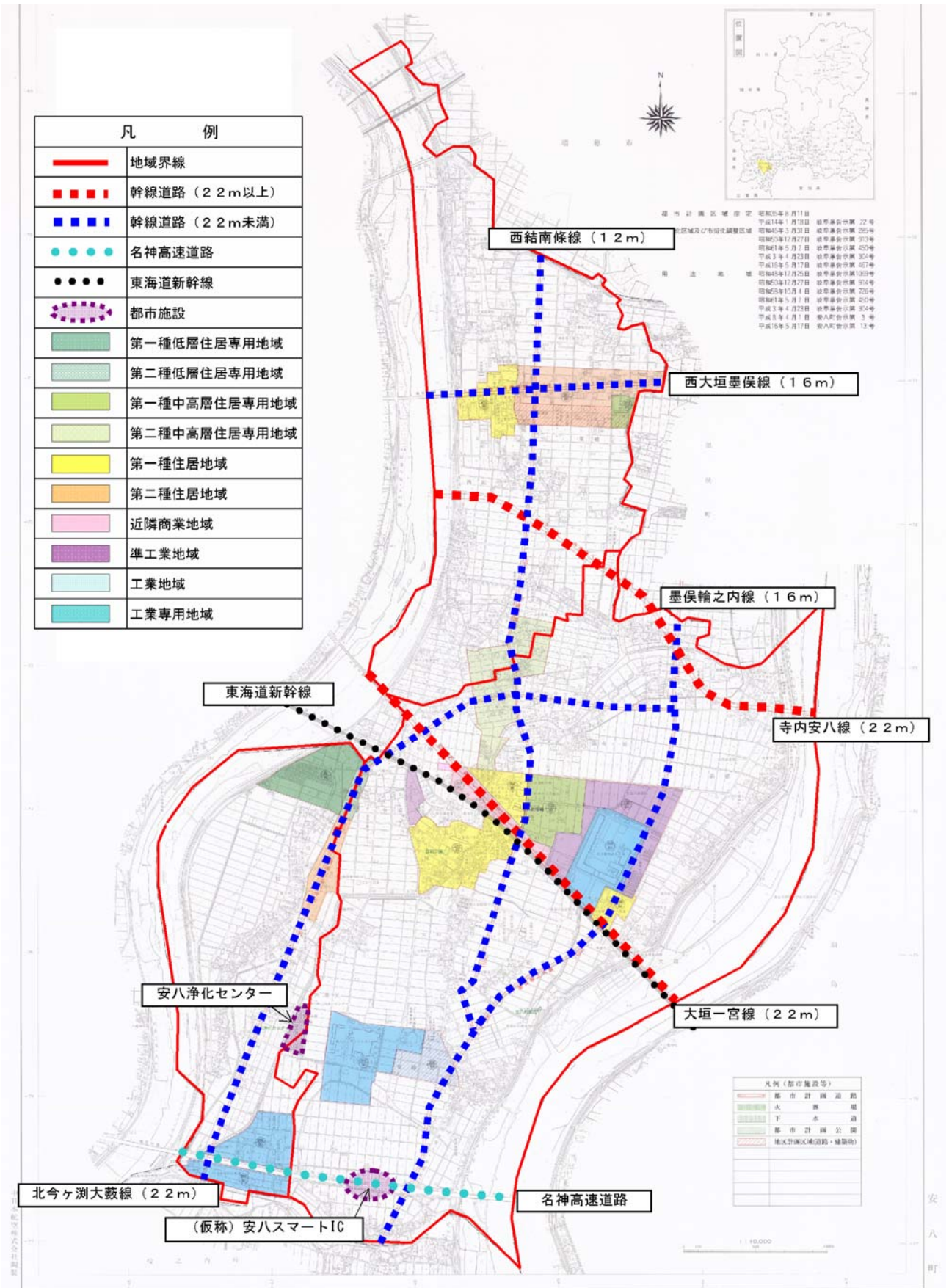


以上の検討をもとに設定した地区区分と、それぞれの人口世帯は以下のとおりであり、地区区分は小学校区と同一、地区名も小学校区名とします。

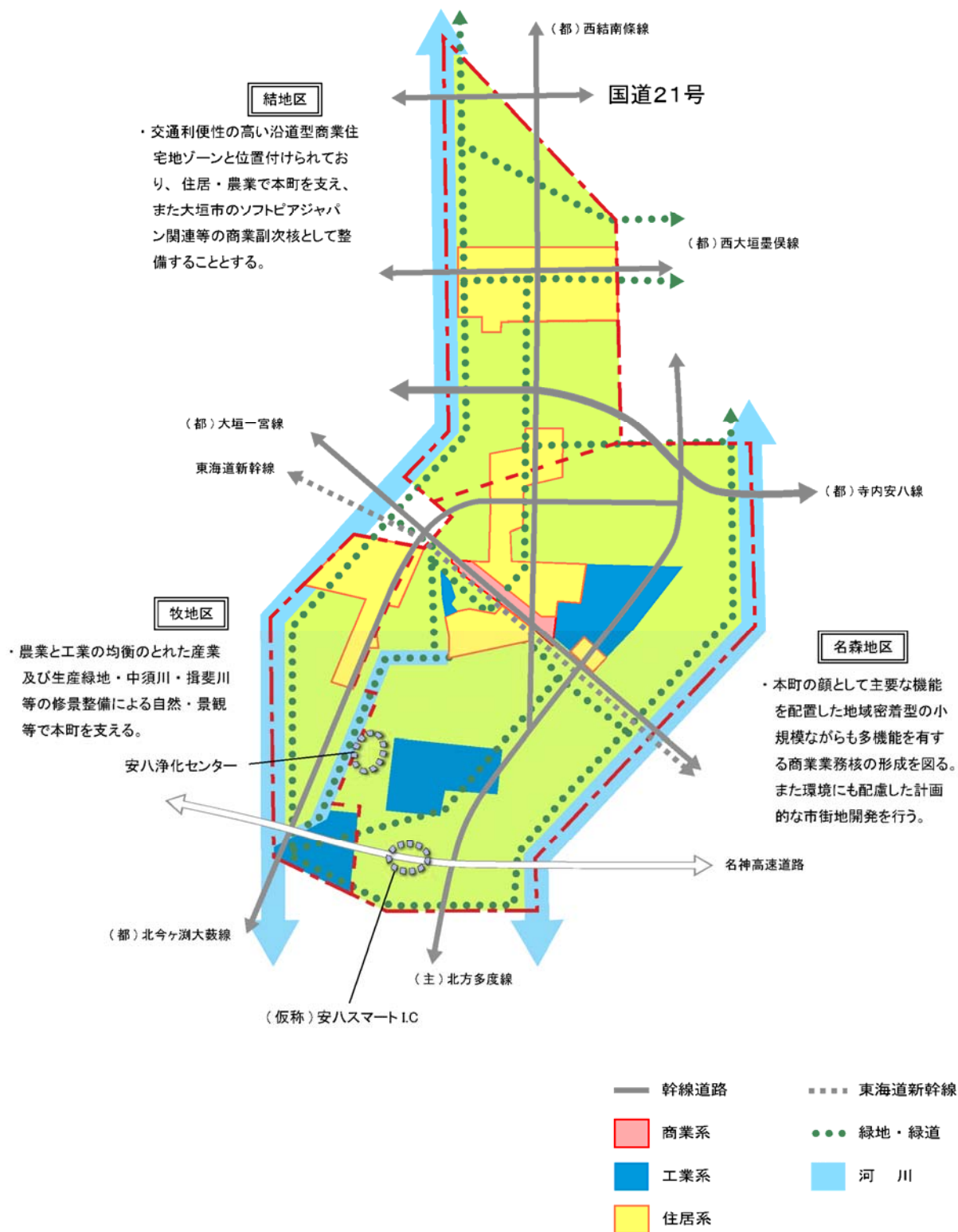
	人口（人）	世帯数（世帯）
結地区	5, 202	1, 625
名森地区	8, 288	2, 724
牧地区	1, 870	571
合計	15, 360	4, 920

平成23年1月1日現在

<地区別土地利用状況現況図>

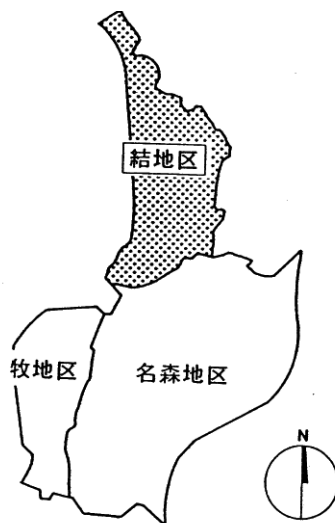


<地区別将来都市像>



1-1 結地区

① 位置図



② 地区の概況

本地区は、西に掛斐川を隔てて大垣市と、東は大垣市（旧墨俣町）・瑞穂市と接する安八町の北部に位置する、南北に長い地区です。

地区の中央に東西には主要地方道岐阜垂井線が通り、この沿道区域が本地区の中心地となります。北には一般国道 21 号線と J R 東海道本線が走るが、駅はない状況です。集落が農地の間に点在する、古い落ちついた雰囲気を持つ農業地域となっています。

また、本地区は交通利便性の高い沿道型商業住宅地ゾーンと位置付けられており、住居・農業で本町を支え、また大垣市のソフトピアジャパン関連等の商業副次核として整備することとしています。

③ 地区の人口

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
人 口	5, 175	5, 165	5, 202
人口密度	11. 08	11. 06	11. 13
世 帯 数	1, 590	1, 602	1, 625

	平成 23 年	平成 28 年
将来人口	5, 202	5, 318

④ 土地利用状況

地区面積	467.7 ha
可住地面積	299.2 ha (64.0%)
自然的土地利用面積	315.2 ha (67.4%)
都市的土地利用面積	152.5 ha (32.6%)
用途地域面積	75.8 ha (16.2%)
住居系用途地域	75.8 ha (100.0%)
商業系用途地域	0 ha (0%)
工業系用途地域	0 ha (0%)
市街化調整区域	391.9 ha (83.8%)

平成23年4月1日現在

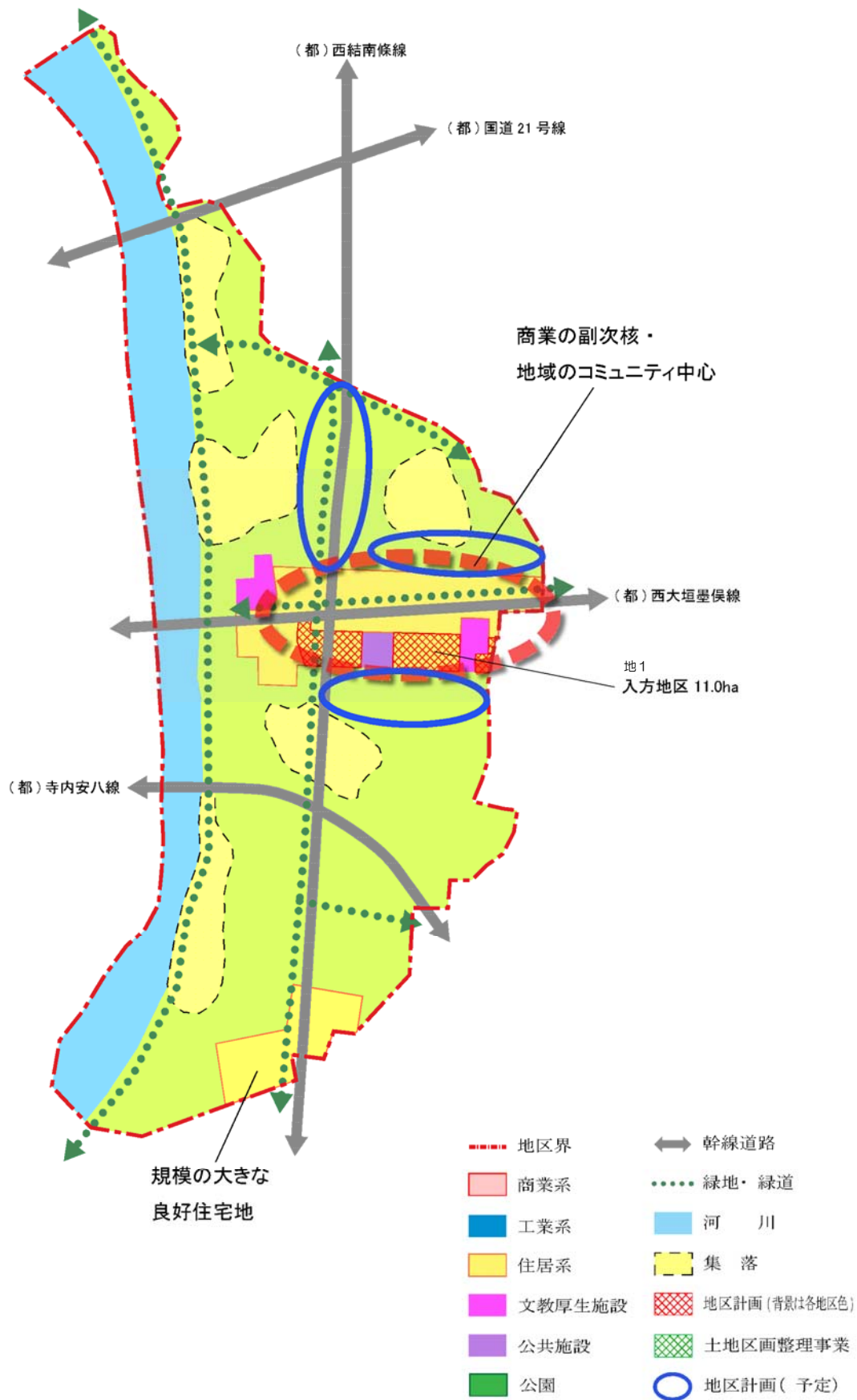
⑤ 結地区市街地開発事業

	記号	地区名	面積 (ha)
予定する土地区画整理事業	—	—	—
	合計		—
地区計画により誘導する地区	地1	入方(市街化区域内)	11.0
	合計		11.0
予定する都市施設等	—		

⑥ 市街地整備方針

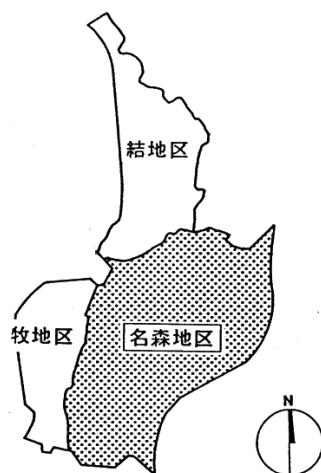
- ・東結地区は、近年、住宅等の開発が多く行われていることから、(都)西大垣墨俣線及び(都)西結南條線の周辺において今後の住宅需要に対応した土地利用を検討します。

<結地区将来都市像>



1-2 名森地区

① 位置図



② 地区の概況

本地区は、北は大垣市（旧墨俣町）と、東は長良川・新犀川を隔てて羽島市と、南は輪之内町と接し、安八町の南東に位置します。

地区南の農用地を東西に名神高速道路、地区中央部を同じく東西に J R 東海道新幹線・主要地方道大垣一宮線が通っています。

主要地方道大垣一宮線に沿って近隣商業地域が指定され、その回りに町役場・郵便局等の公共公益施設の集積がみられ、主要な産業・業務機能を配慮した地域密着型の多機能を有する本町の中心核となる地区となっています。

また、隣接の大規模工業地では、周囲に緩衝緑地を設置して緑に変化を持たせたまちなみ形成を図るとしており、環境にも配慮した計画的な市街地開発を行うこととしています。

地区の南に位置する地域には、名神高速道路「(仮称) 安八スマート I C」が建設される予定となっており、今後の交通・流通の増加と利便性を考慮し、商業・工業等の地域産業の拠点となる地区と位置づけています。

③ 地区の人口

	平成21年	平成22年	平成23年
人 口	8,364	8,339	8,288
人口密度	7.80	7.78	7.73
世 帯 数	2,729	2,732	2,724

	平成23年	平成28年
将来人口	8,288	8,471

④ 土地利用状況

地区面積	1,073.1 ha
可住地面積	661.8 ha (61.7%)
自然的土地利用面積	738.6 ha (68.8%)
都市的土地利用面積	334.5 ha (31.2%)
用途地域面積	166.6 ha (15.5%)
住居系用途地域	65.0 ha (39.0%)
商業系用途地域	11.0 ha (6.6%)
工業系用途地域	90.6 ha (54.4%)
市街化調整区域	906.5 ha (84.5%)

平成23年4月1日現在

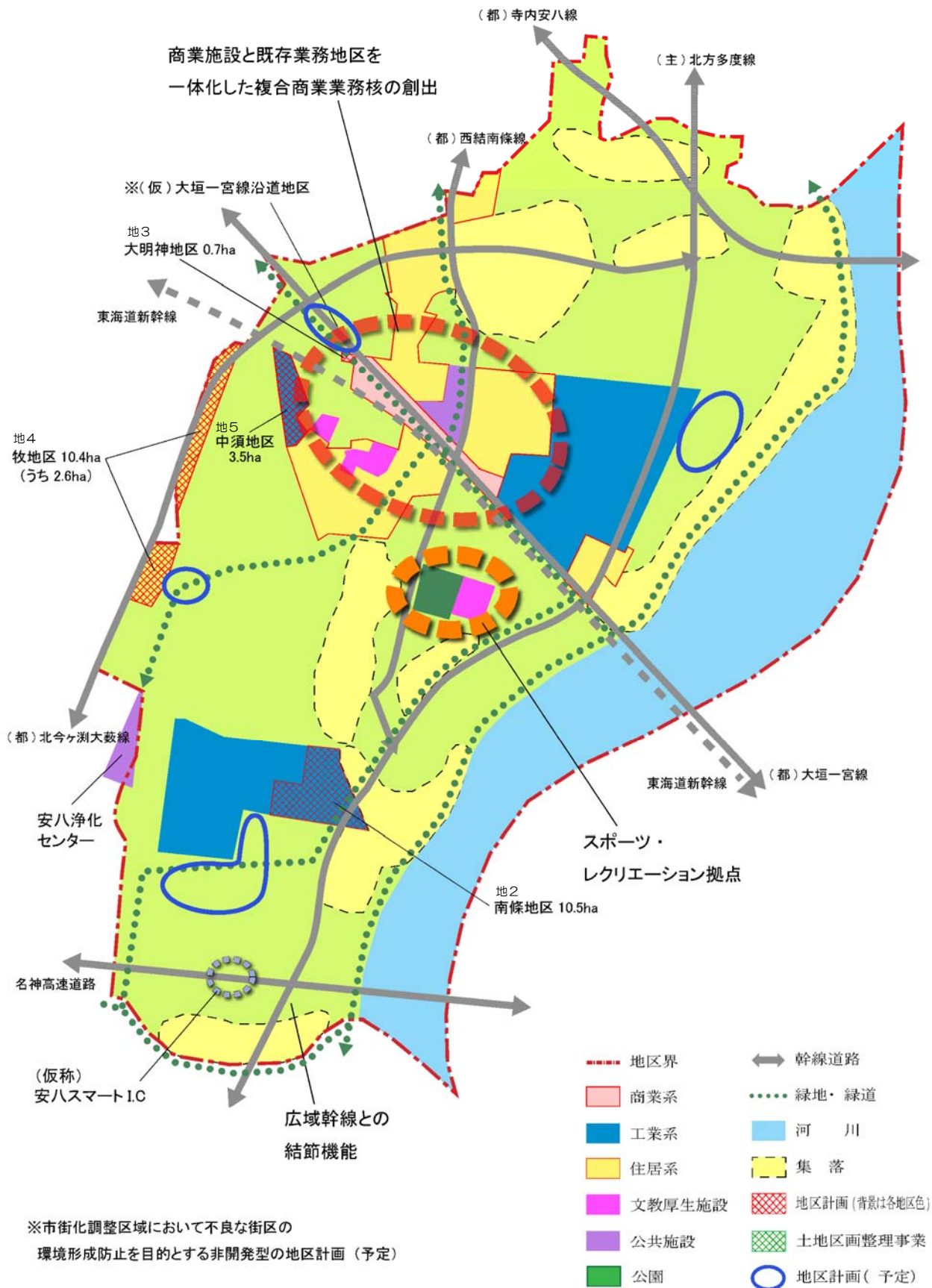
⑤ 名森地区市街地開発事業

	記号	地区名	面積 (ha)
予定する土地区画整理事業	—	—	—
	合計		—
地区計画により誘導する地区	地2	南條（市街化区域内）	10.5
	地3	大明神（市街化区域内）	0.7
	地4	牧（市街化区域内）	10.4（うち2.6）
	地5	中須（市街化区域内）	3.5
	合計		17.3
予定する都市施設等	（仮称）安ハスマートIC		
	安八浄化センター		

⑥ 市街地整備方針

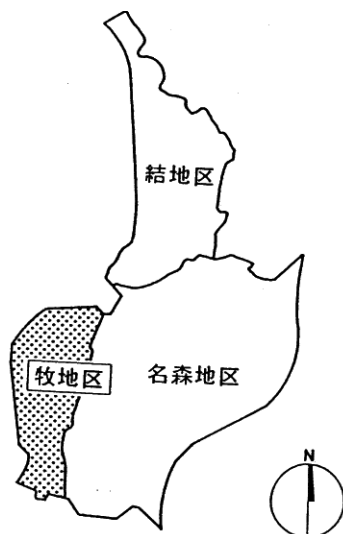
- ・中地区は、名神高速道路へのスマートインターチェンジ設置に伴い、産業立地等の新たな土地需要が見込まれることから、周辺の既存工業地との一体性等に配慮しつつ、計画的な土地利用を進めます。
- ・大明神地区は、（都）大垣一宮線沿道においては、近隣の生活利便性向上に資する商業施設等の立地に配慮した土地利用を誘導します。
- ・中須地区は、（都）大垣一宮線との近接性を活かし、新たな工業系の土地需要に対応するため、隣接の住居系市街地の環境保全にも配慮した土地利用を誘導します。
- ・外善光地区は、今後の住宅需要に応じた市街地形成を検討します。
- ・森部地区は、（都）墨俣輪之内線に近接し、町中心部にも近いことから、生活利便性を活かした良好な住宅地としての土地利用を図ります。

<名森地区将来都市像>



1-3 牧地区

① 位置図



② 地区の概況

本地区は、西は揖斐川を隔てて大垣市と、南は輪之内町と接し、安八町の西南に縦長に位置する地区です。

地区の西側には揖斐川が流れ、良好な農地が広がっており、北部には町分譲の住宅地である“もくせい団地”がある。集落は、地区中央の輪中堤に沿い、昔ながらの古い住宅がはりついています。南部は名神高速道路が東西に走り、工業専用地域に用途指定されている工場群となっています。

また、農業と工業の均衡のとれた産業及び生産緑地・中須川・揖斐川等の修観整備による自然・景観等に配慮するとしています。また、地区南端の工業地では、既存工場の活性化と新規誘致により町の産業を支える地区と位置づけています。

③ 地区の人口

	平成21年	平成22年	平成23年
人 口	1,914	1,874	1,870
人口密度	6.91	6.77	6.75
世 帯 数	559	563	571

	平成23年	平成28年
将来人口	1,870	1,910

④ 土地利用状況

地区面積	277.2 ha
可住地面積	174.6 ha (63.0%)
自然的土地利用面積	183.7 ha (66.3%)
都市的土地利用面積	93.5 ha (33.7%)
用途地域面積	54.6 ha (19.7%)
住居系用途地域	30.2 ha (55.3%)
商業系用途地域	0 ha (0%)
工業系用途地域	24.4 ha (44.7%)
市街化調整区域	222.6 ha (80.3%)

平成23年4月1日現在

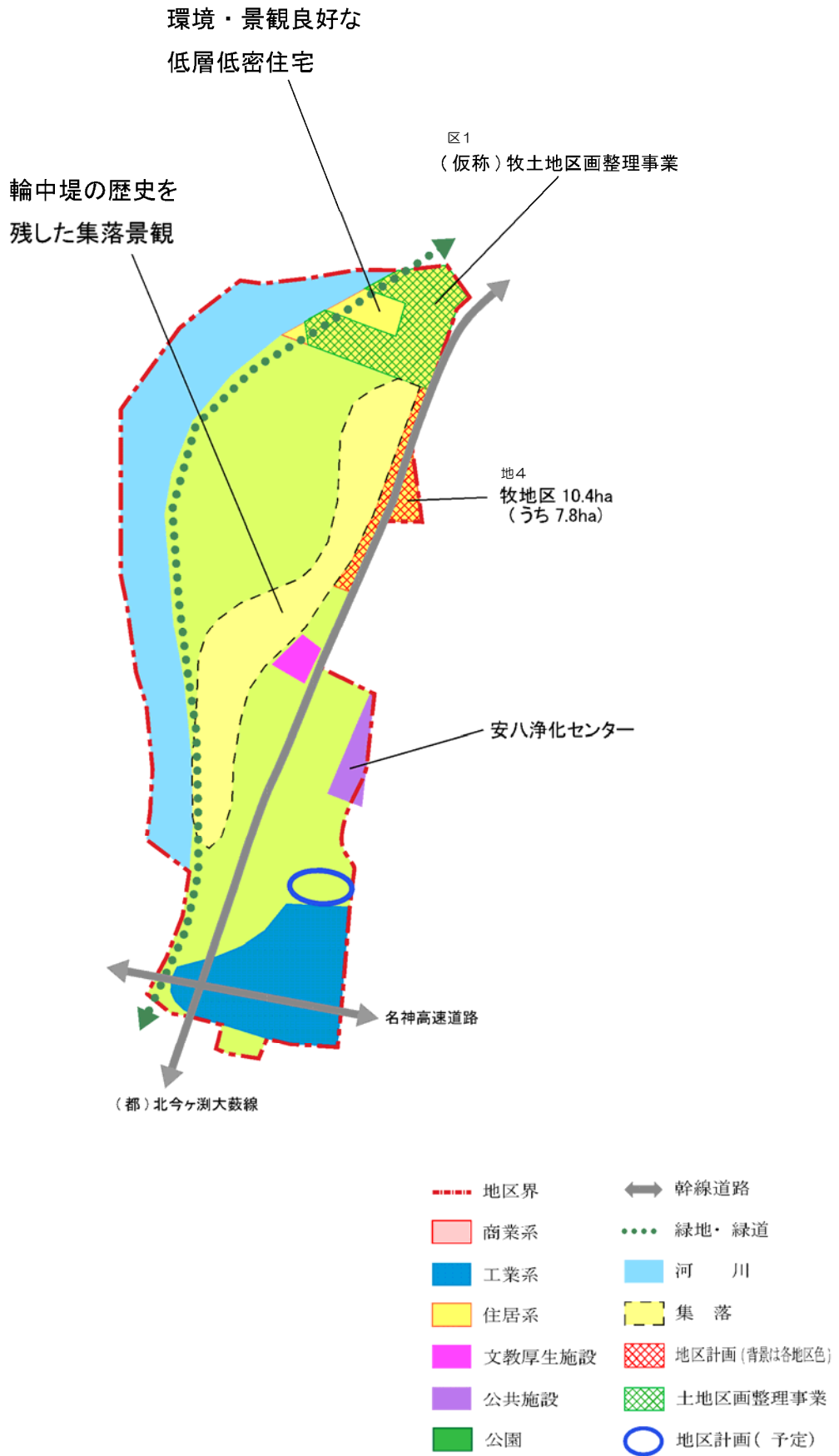
⑤ 牧地区市街地開発事業

	記号	地区名	面積 (ha)
予定する土地区画整理事業	区1	(仮称) 牧	24.4
	合計		24.4
地区計画により誘導する地区	地4	牧(市街化区域内)	10.4 (うち7.8)
予定する都市施設等	安八浄化センター		

⑥ 市街地整備方針

- ・ 牧北部の地区は土地区画整理事業が予定されており、近隣の大垣一宮線や北今ヶ淵大藪線等の交通利便性を生かしつつ、環境・景観等に配慮した低層低密住宅地の土地利用を進めます。
 - ・ 牧地区は北今ヶ淵大藪線に近接し、周辺には学校等の公共施設が充実しているため、生活利便性を活かした良好な住宅地としての土地利用を誘導します。
- また、周辺への新規工業立地に伴う住宅需要の増大にも対応した土地利用を誘導します。

< 牧地区将来都市像 >



第 4 章
實現化方策

1. 実現化方策とは

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った、将来的な土地利用、都市施設整備の基本的方針であり、市民の生活環境の改善と向上の方策を計画的に進めるためのものです。

地域の実情や社会的、経済的状况等を勘案し、実現化のためのさまざまな手法を活用しつつ、市民の積極的な参画による行政・市民一体となったまちづくりを行うことが重要です。まちづくりの基本理念として掲げている「子どもたちの歓声とともに 小さくてもきらりと光るまち」をふまえ、町民、行政、民間事業者が協働してまちづくりを進めていくよう努力することが大切です。

2. 都市計画の適正運用によるまちづくりの推進

用途地域などの地域地区制度、都市施設の整備事業などを適切に運用することにより、本都市計画マスタープランに示した目標・方針が実現されるように努めます。

住民の発意や意向に基づいたきめ細かいまちづくりや、地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、必要に応じて地区内独自のまちづくりルールを定める地区計画制度、建築協定等の導入を検討します。また、農地の保全と集落地域の住環境の向上を図るために、必要な施策を推進します。

3. 実現化に向けた取り組み

本町には、現行市街化区域内に一部空閑地が存在しているため、基盤整備を行う中で、市街化の圧力を受けとめ、バラ建ちスプロールを抑制しつつ、良好な住宅地の形成を図ることが必要であります。

また、第2章で示した通り、事業を効率的かつ円滑に推進していくために、さまざまな目標を立てています。

(1) 自主・自立を目指した強固な行財政基盤の確立

自主・自立を目指した強固な行財政基盤の確立を目指し、行財政改革の推進に努めます。また、住民の皆さんから一層の信頼される行政を目指し、住民サービスの強化、積極的な情報公開に努めます。

【主な取り組み】

1. 行財政改革プランの実行
2. 健全な財政運営
3. 事務事業の適正な評価
4. 窓口サービスの充実
5. 広報活動の充実

(2) 多様化する行政需要への対応

多様化する行政需要等に対応するため、広域共同処理の促進や協力体制を強化します。また、市町村合併への対応も今後の諸情勢の変化に柔軟に対応できるよう調査・検討を進めます。

【主な取り組み】

1. 広域行政の推進
2. 合併に関する調査・検討

(3) 協働によるまちづくりへの対応

まちづくりには、いろいろな分野において住民参画する機会を拡充し、行政と住民とが一体となったまちづくりを進めます。

また、全国的に人口の伸びや市街地の拡大が鈍化し、拡大型から成熟型社会への転換期を迎える中で、住民のまちづくりへの関心が高まり、地域の個性を活かした様々な住民活動団体が設立されるなど、住民と行政の協働によるまちづくりが活発化しています。

【主な取り組み】

1. 広報・広聴機能の充実
2. 積極的な情報の公開
3. 参加しやすい環境の整備
4. 住民・ボランティア・NPO団体の育成

4. 整備方策の検討

基本的な整備は、第2章の全体構想で示した方針に沿って行われることとなりますが、地域の状況及び整備の方向によって適用できる整備手法は異なります。

以下、これを踏まえてそれぞれの配置機能ごとにおける適切な整備手法を検討します。

(1) 商業地

都市の中心核の東西に走る広域幹線である主要地方道大垣一宮線沿道については、一般商業施設のほか、飲食施設、公園・休憩所のような購買客にやすらぎを与える滞留施設を設けます。この場合、道路による分断されたイメージを緩和するために、歩道等を適切に設け、公園と一体となったような雰囲気を持たせたゆとりあるものとする必要があります。

商店街は基盤整備（上下水道等）を進めた上で店舗を誘致し、集合店舗は一定の規模ごとに共同駐車場を設け、コモンスペースを広く配置し、ゆったりとした魅力ある街区の形成を目指します。

商業地及び業務地内の街路には、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られ、町の中心として魅力あるものとするため、歩行者・自転車優先のみちづくりを目指します。

商業地の中を流れる中須川は沿道に公園機能を持たせた親水空間として演出し、“せせらぎの小径”として整備します。

主要地方道大垣一宮線沿道の沿道型商業地は、都市計画道路は街路事業によって整備することが基本となるが、沿道整備は土地を有効に利用するための手法を適用し、また道路をはさんだ北側に都市の杜

を配置するため、これらと調和のとれた優良な建築物の整備を促進します。

【適用の考えられる事業手法】

- ・ 街路事業
- ・ 地区計画
- ・ 暮らしのみちづくり
- ・ 公園事業

【規制・誘導】

- ・ 地区計画によるサービス道路の位置指定・建築物の用途制限
- ・ 建築協定、形態・意匠の統一、壁面位置指定など

(2) 住宅地区

【整備課題・手法】

既存市街地は既存の集落の周りにミニ開発によってできた住宅地がほとんどで、区内にはまだ住・工の混在がみられる。市街化促進地区（新市街地）は農地が多く残っているため、都市基盤、特に道路が不足しています。

したがって建築物の更新や共同化を誘導し、建替時に生活道路の整備を進め、住環境の改善を図っていくことが求められる。新市街地は住宅化農地を積極的に住宅地へ転換し、良質な都市型住宅の供給を図ります。

既に相当建築物が建っている既存市街地は、実際には土地区画整理事業のような大規模な面整備は難しい。地片ごとに補助を出して共同化や建替を促進する事業手法を適用して、都市基盤を改良するとともに、土地の有効利用によって質の良い住宅を供給するための事業を行うことになる予想されます。

新市街地においては、放置すれば十分な基盤整備が行われないまま、ミニ開発が行われるなど、低質な市街地の形成が懸念されており、できるだけ早いうちに十分な基盤整備を行うことが必要であります。基盤整備と併せて市街化の促進を図るための手法を導入し、質の良い住宅地整備を図ります。

【適用の考えられる事業手法】

- ・ 街なみ環境整備事業
- ・ 街路事業
- ・ 優良建築物等整備事業（共同住宅化）

【規制・誘導】

- ・ まちづくり協定による基盤整備
- ・ 誘導容積制度（地区計画）
- ・ 緑化協定
- ・ 建築協定、地区計画による建築物の用途制限、敷地・住戸の最小面積指定、壁面位置の制限など

4 章
実現化方策

手法	事業の概要	地区要件等
街路事業	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定された道路の整備事業に対し国が一定の補助を行い、道路整備を促進する。 	
くらしのみちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備を行う。 	
公園事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の日常生活に定着したベーシックな公園であり、コミュニティ形成の場としての機能を有する公園の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩圏内に居住者の利用に供する事を目的とする公園で、誘致距離 250mの範囲内に 1カ所、面積 0.25ha を基準として配置。
街なみ環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 狭隘道路の集合等により幅員 4m未満の道路にしか接しない住宅や未接道の住宅の集合する地区または住宅や基盤施設は一定以上の水準にあるものの、なお一層の整備を要する市街地（中間的住環境水準地区）、もしくは条例等により景観形成を図るべきこととされている地区について、地方公共団体が生活道路・通路・緑道・ポケットパーク等の整備や景観形成を行うとともに、住民等によるまちづくり協定に基づく住宅等の整備あるいは適正な維持・保全等を促進し、官民一体となったゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図る事業。 	
優良建築物等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 建物の共同建替えや高度利用等をするとき、敷地内に一定規模の空地を確保するなどの基準で整備した建築物に対し公開空地や緑地の提供など周辺環境の向上に寄与することを目的とした事業 	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市開発区域 <ol style="list-style-type: none"> ① 面積 おおむね 1,000 m²以上 ② 接道要件 6m 以上の道路に 4m以上接道 ③ 空き地面積 整備後の地区には一定規模の空き地を確保 ④ 階数 3 階以上の構造にすること ⑤ 構造 耐火構造にすること